

茨城県文化財保存活用大綱

豊かで魅力あふれる“茨城”へ

～みんなで地域の文化財を守り、活かし、伝えよう～

令和2年5月



茨城県教育委員会

目 次

【 はじめに 】	
1 策定の背景と目的	1
2 大綱の位置付け	1
【 第1章 本県文化財の概要 】	
1 本県の文化財	
(1) 自然環境と文化財	2
(2) 社会環境と文化財	
ア 人口減少と超高齢化社会	3
イ 産業立地	3
ウ 農林水産	4
エ 交通	4
(3) 歴史文化と文化財	6
2 本県の文化財の現状	
(1) 文化財の体系	10
(2) 有形文化財	
ア 建造物	12
イ 美術工芸品	12
ウ 登録有形文化財	13
(3) 無形文化財	
ア 無形文化財	13
イ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	14
(4) 民俗文化財	
ア 有形民俗文化財	14
イ 登録有形民俗文化財	14
ウ 無形民俗文化財	15
エ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	
(ア) 風俗慣習	15
(イ) 民俗芸能	16
(ウ) 民俗技術	16
(5) 記念物	
ア 史跡	16
イ 名勝	17
ウ 天然記念物	17
エ 登録記念物	18
(6) 文化的景観	18
(7) 伝統的建造物群	19
(8) 選定保存技術	19

(9) 埋蔵文化財	19
(10) 未指定文化財	20
(11) その他	
ア 世界遺産	20
イ 日本遺産	21
ウ 無形文化遺産	21
エ ジオパーク	22

【 第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針 】

1 文化財の保存・活用に関する現状と課題	
(1) 文化財を保存・活用する目的	23
(2) 文化財を取り巻く現状	23
(3) 文化財を保存・活用していくための課題	24
2 本県が目指すべき将来像・方向性	
(1) 目指すべき将来像（基本テーマ）	25
(2) 基本的な方向性	25
3 県内文化財の保存・活用の基本方針	25

【 第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 】

基本方針1：文化財の適切な保存・活用と次世代への継承

1 文化財の適切な保存	
(1) 文化財の指定等	26
(2) 文化財の管理・修理事業	27
(3) 建築基準法の適用除外	27
(4) 文化財に係る事業	
ア 県事業（令和2年度）	
(ア) 保存修理事業	29
(イ) 調査事業	29
(ウ) 民俗文化財	29
イ 過去に行った事業実績	
(ア) 建造物	30
(イ) 民俗文化財	30
(ウ) 歴史の道	30
2 次世代への継承	
(1) 教育における文化財の活用	
ア 学校教育	31
イ 社会教育	31
3 人材育成	
(1) 人材育成と資質向上	32
(2) 専門技能を持つ人材との協働	33

基本方針 2：文化財を活かした本県の魅力向上と地域づくりの推進

1 文化財を活かした本県の魅力向上	
(1) 観光資源としての活用	34
(2) 映像メディアとしての文化財の活用	35
(3) 博物館等における文化財の活用	35
2 文化財を活かした地域づくりの推進	
(1) コミュニティにおける文化財の活用	36
(2) 市町村間の相互交流を通じた文化財の活用	36
3 情報発信と普及啓発の強化	
(1) 情報発信	37
(2) 普及啓発	37

基本方針 3：文化財の保存・活用の推進体制の整備

1 市町村への支援	
(1) 市町村との連携	
ア 県の役割	39
イ 市町村の役割	39
(2) 市町村の文化財保存活用地域計画作成に係る支援	39
(3) 助成制度	
ア 補助金制度	40
イ その他の助成制度	41
2 防災・防犯及び災害発生時の対応	
(1) 防災等の取組	
ア 防災	42
イ 防犯	42
(2) 防災体制と災害発生時の対応	43
3 文化財の保存・活用の推進体制	
(1) 関係機関等との連携及び体制づくり	
ア 関連省庁，知事部局，他都道府県との連携	44
イ 学校及び教育関連機関との連携	44
ウ 民間企業，NPO，大学，研究機関等との連携	45
(2) 県及び関係機関等	46

【 参考資料 】

茨城県内の国・県指定等文化財件数	51
民間団体等の文化財に対する助成制度	52

1 策定の背景と目的

文化財は、本県の歴史や文化を認識し、魅力あふれる地域づくりの礎として、コミュニティの活性化に寄与するものである。文化財保護法に基づき昭和51年に施行された茨城県文化財保護条例をはじめ、各市町村で施行された文化財保護条例等により、有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護が推進されてきた。

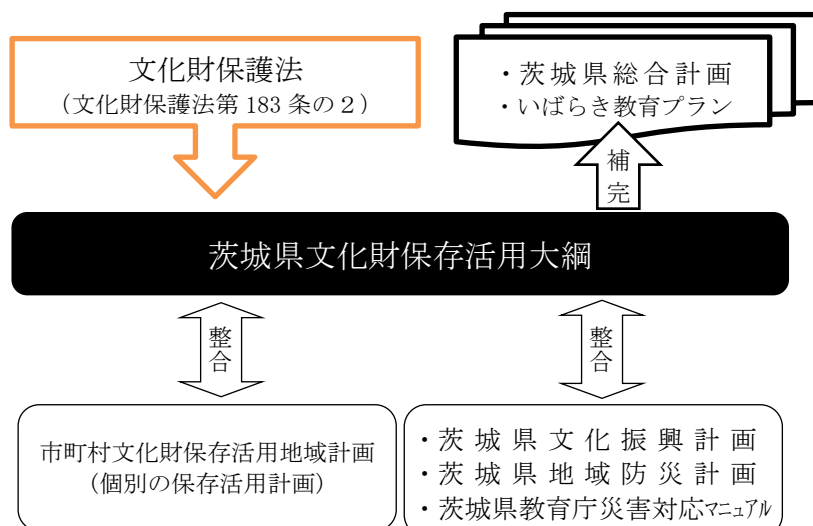
一方で、社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により県内各地域の衰退が懸念されている。文化財によっては、未指定のものも含め、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の可能性すらある。このような状況の中、文化財継承の担い手を確保し、文化財を地域づくりに活かしながら、社会全体で支えていく体制づくりや、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組が必要となっている。

本大綱は、こうした取組が円滑に進むよう、各市町村や所有者等が、市町村の文化財保存活用地域計画や個別文化財の保存活用計画を作成・推進する際の基本的な考え方や留意事項などについて、茨城県の指針を示すものとして策定した。

なお、社会情勢の変化や県総合計画等の改定、県内市町村の状況等に適切に対応するため、必要に応じ見直しを行うものとする。

2 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2の規定に基づき、県内の文化財の総合的な保存・活用の具体的推進を図るために策定するものである。また、本県の総合計画である「茨城県総合計画」や教育振興基本計画である「いばらき教育プラン」の文化財分野に係る個別指針として位置づけるものである。



第1章 本県文化財の概要

1 本県の文化財

(1) 自然環境と文化財

茨城県は、関東地方北東部に位置し、北は福島県、西は栃木県、南は利根川をほぼ境として埼玉県、千葉県と接している。本県の総面積は、6,097 km²で全国第24位であるが、約3分の2を占める地域は台地や低地であり、可住地面積は全国第4位の広さを誇っている。

県北部には、緑あふれる山々、紅葉の溪谷、日本最古である5億年前の地層、日本の近代化を支えた鉱山などの多くの自然、地質、資源がある。県内最高峰の八溝山や「袋田の滝及び生瀬滝」(国名勝)、「花園溪谷「セツ滝」」(県名勝)等の自然景観をはじめ、地質としては、「平磯白亜紀層」(県天然記念物)が、資源としては、日立市から福島県南東部にかけて「常磐炭田」がある。また、これらの地域は、「茨城県北ジオパーク」として日本ジオパーク認定を目指す準会員となり、イベントやツアーなど様々な事業を展開している。

県央以南にかけては、関東平野の北東部を占める台地と、それを開析する那珂川、鬼怒川、小貝川、利根川等の河川や霞ヶ浦等の湖沼に沿って形成された低地が広がっている。この地域には、日本百名山の一つである名峰「筑波山」や全国第2位の面積を有する「霞ヶ浦」があり、人々の生活や文化に大きな影響を与えてきた。筑波山は、人々の山岳信仰や伝統文化など文化的景観の舞台となっているほか、「筑波山神社神橋」等は県指定建造物となっている。また、霞ヶ浦では、この地域で考案された帆引船での漁法が、「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」として、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)となっている。また、真壁石などの石材業、笠間焼などの窯業が発展し、近代陶芸の祖といわれる板谷波山や人間国宝・松井康成を生んだ地域でもあり、6市(つくば市・石岡市・笠間市・桜川市・土浦市・かすみがうら市)にまたがる筑波山地域が平成28年9月9日に「筑波山地域ジオパーク」として、日本ジオパークに認定された。

県土の東縁には、総延長約190kmに渡る海岸線が続き、大洗町を境として、北側には海食崖や岩礁、砂浜が入り交じる地形が、南側は遠浅で陸棚面が緩やかに傾斜する砂浜海岸が続いている。また、北方系と南方系の動植物が混在しており、自生の太平洋側南限として「ハマナス自生南限地帯」(国天然記念物)が、生息の太平洋側北限として「片庭ヒメハルゼミ発生地」(国天然記念物)がある。

(2) 社会環境と文化財

ア 人口減少と超高齢化社会

わが国の総人口は、2008 年をピークに減少局面に入り、2050 年には約 1 億 200 万人に減少し、生産年齢人口は、2015 年の約 7,730 万人から、約 5,280 万人に減少する一方、総人口に占める高齢者の割合は、2015 年の約 26.6%から、約 37.7%に増加すると見込まれている（国立社会保障・人口問題研究所の中位推計）。

また、本県の総人口も、2000 年の約 299 万人をピークに、2010 年には約 297 万人、2015 年には約 292 万人と年々減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計方法（2018 年 3 月公表）に準拠した将来人口推計によれば、本県の総人口は、2050 年には、約 210 万人まで減少が見込まれるとともに、高齢者人口の割合も 2015 年の 26.6%から、2050 年には、41.3%にまで上昇する見通しとなっている。

このため、文化の担い手不足や地域コミュニティの現代的な生活の中での変化など、様々な問題がこれまで以上に深刻化することが懸念されており、今後、文化財の保存・継承を図っていくためには、将来の文化を担う若い世代の人材育成や地域のニーズに沿った施策などを展開していく必要がある。県内では、「結城紬（平織）」（国無形）が人材育成事業を行いながら、「常陸大津の御船祭」（国無形民俗）、「綱火」（国無形民俗）等が地域をあげて行事を実施することで、文化財の保存・継承を図っている。また、長年の中断から、地域住民の努力により復活を遂げた文化財として、「日立風流物」（国有形民俗・国無形民俗）、「西塩子の回り舞台」（県有形民俗）等がある。これらは、地域コミュニティのあり方を考える上で参考となる事例である。

イ 産業立地

茨城県内では、古来より織物や和紙の製造といった伝統的な産業が存在した。代表的なものとして、「結城紬（平織）」（国無形）、「結城紬（縮織）」（県無形）や「西の内紙（手漉和紙）」（県無形）等がある。また、近代産業が発展する以前には、清酒、生糸、しょうゆ、織物等といった伝統的な在来産業が中心となっていた。そこから、近代産業が発展していったのだが、その先駆けとなったのは日立鉾山であった。この鉾山は、赤沢鉾山の名で知られていたが、明治 38 年（1905）に久原房之助が鉾業権を買収して久原鉾業所を設立してから、近代的な工業として成長していった。その本拠地として建設された木造平屋は、産業遺跡として、「旧久原本部」（県史跡）となっており、この久原鉾業所の中から生まれた日立製作所は、日本の有力企業の一つとして発展していった。なお、

この日立製作所で作られた製品である「5馬力誘導発電機」（県歴史資料）は、日本人の手による初の国産モーターである。

現代になると、鹿行地域に大規模な鹿島臨海工業地帯が造成され、県北には、県北三港統合により茨城港（日立港区，常陸那珂港区，大洗港区）が誕生した。また，現在のつくば市に，国の研究機関が集積した「筑波研究学園都市」が建設され，つくばエクスプレスが開通するなど，今も整備・充実が続けられており，県南地域の発展は目覚ましいものがある。なお，本県の平成30年の工場立地の状況は，県外企業立地件数で全国第1位となっている。

ウ 農林水産

本県は，広大で肥沃な農地，黒潮と親潮が交錯する豊かな海，首都圏に位置する地理的優位性などの強みを背景に，県内各地で品質に優れた農林水産物が豊富に生産されており，農業生産額は全国第3位で，産出額が第1～3位の農産物が29品目（平成29年）あるほか，海面の漁業生産量も全国第3位（同）であるなど，「食材の宝庫」として日本の食料マーケットを支えている。

さらに，県では，ICTやロボット等を活用した生産性の高いスマート農業の推進や，県オリジナル品種等の開発，これらを活用した産地づくりやブランド化，輸出拡大の取組を推進しており，東南アジアや北米などにも販路を広げている。

また，各種文化財や伝統的な産業を支える原料等の生産も盛んで，全国的に高い評価を受けているものや，全国でも有数の生産量を誇るものがある。なかでも，和紙の原料であり，太子町等で生産されている「那須楮^{こすぞ}」は，全国的にも著名な越前和紙，美濃和紙の漉き手から高い評価を受けている。また，楮とともに，和紙の生産に不可欠な原料である「トロロアオイ」の生産は，小美玉市が全国の約7割を占めている。さらに，建造物の塗装等に用いられる「漆^{うるし}」は，岩手県に次いで第2位の生産量がある。

エ 交通

常陸国には，奈良時代初頭に下総国から続く東海道駅路が整備されたとみられ，それは，陸奥まで伸びる官道として当初から整備されていた可能性が高い。当初は，久慈川以北で海沿いを北上し福島県浜通りに至る路線であったが，平安時代初頭における駅家の廃止を境に，阿武隈山地を分け入り，内陸の中通りに向かう路線に変更されている。

中世の幹線道路としては，鎌倉幕府による軍事目的から発達した「鎌

倉街道」が挙げられる。県内では、列島を縦断して奥州へと向かう中道（奥大道）と、東京湾岸から常陸府中を目指し、さらに那珂川を越えて海岸沿いに奥州へと伸びる下道が幹線であった。この他、白河から大子、常陸大宮、那珂にまで至る「依上道」も近世までその利用があったと考えられている。

近世には、最も主要な道として、江戸の千住を起点として水戸城下まで至る「水戸道中」、さらに北へ向かう太平洋沿岸の道である「岩城相馬道」が発達した。明治5年（1872）には、千住から水戸道中、岩城相馬道、さらにその北の「岩沼道」までを「陸前浜街道」と呼ぶ通達が出され、明治18年（1885）の番号制の採用や、大正9年（1920）に東京～仙台間を国道6号に統一するまで、それらの呼称は使用された。

この他にも、水戸城下を起点とした複数の街道が整備されたが、代表的なものとして、陸奥国棚倉に至る「棚倉道」、久慈川沿いに陸奥国南郷に至る「南郷道」、那珂川沿いから鷺子峠を越えて下野国馬頭・烏山に至る「那須道」、藤井川沿いに峠を越えて下野国茂木に至る「宇都宮道」、南東へ鹿島神宮から銚子の飯沼観音に至る「飯沼道」等が挙げられる。

また、霞ヶ浦・北浦・涸沼・利根川・鬼怒川などの湖沼・河川は、北関東一帯や東北地方の物産を江戸へ運ぶ水上交通路として、重要な役割を担った。利根川や鬼怒川には河岸がつくられ、特に利根川と江戸川の分岐点にあたる境河岸が繁栄した。

鉄道交通は、南北の幹線となる常磐線、古河市を通る東北本線（宇都宮線）、両者をつなぐ水戸線、水戸市から郡山市（福島県）・常陸太田市を結ぶ水郡線、香取市（千葉県）と鹿嶋市とを結ぶ鹿島線がある。この他には、水戸市から鹿行地域にかけて南下する鹿島臨海鉄道大洗鹿島線、ひたちなか市を走るひたちなか海浜鉄道、龍ヶ崎市内を走る関東鉄道竜ヶ崎線、取手市と筑西市（下館）を結ぶ関東鉄道常総線がある。加えて、平成17年から、つくばと秋葉原を結ぶつくばエクスプレスが運行され、首都東京とのネットワークが密接となっている。

高速道路については、常磐自動車道が県土を南北に縦貫しており、北関東の主要都市と茨城港常陸那珂港区を結ぶ北関東自動車道と、県南・県西地域を横断する首都圏中央連絡自動車道が常磐道と交差している。この他、鹿行方面及び県中央部を東関東自動車道が走っている（一部区間、事業中）。

また、北関東の玄関口「北側ゲートウェイ」として茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）、東関東内陸部の玄関口「東側ゲートウェイ」として位置づけた鹿島港の2つの重要港湾があり、首都圏の物流拠点と

して貨物の取扱が増加している。

さらに、平成 22 年に茨城空港が開港し、国際線や国内線の定期便が就航するとともに、国内外との様々なチャーター便が運航されるなど首都圏の航空需要の一翼を担っている。

なお、これら大規模開発に伴い、埋蔵文化財調査が行われ、貴重な考古資料が発見、蓄積されている。

(3) 歴史文化と文化財

茨城県内からは、旧石器時代より人々が生活していた痕跡が見つかり、縄文時代の遺跡として霞ヶ浦周辺をはじめ、広く多くの貝塚がみられる。なかでも「陸平貝塚」(国史跡)は、明治 12 年(1879)に日本人の手によって初めて学術的な発掘調査が行われた、縄文時代早期から後期にかけての貝塚として重要である。

東日本の縄文時代の系譜を引くものと考えられる弥生時代中期の墓制の一つに、再葬墓がある。中には口縁部に人面の形を張り付けた壺形土器を見ることができる。代表的な遺跡として、常陸大宮市の小野天神前遺跡や泉坂下遺跡(国史跡)、筑西市の女方遺跡が知られている。

4 世紀後半から 5 世紀にかけて、県内各地の河川を望む台地に前方後円墳や前方後方墳が築かれるようになり、やがて 5 世紀中頃から 6 世紀になると、石岡市の「舟塚山古墳」(国史跡)のような大型の前方後円墳が造られた。また、行方市の三昧塚古墳から出土した「金銅馬形飾付透彫冠」をはじめとする多数の出土品は、国重要文化財の指定を受けている。

また、ひたちなか市の「馬渡埴輪製作遺跡」、茨城町の「小幡北山埴輪製作遺跡」からは、古墳に樹立する埴輪を焼いた窯跡が発見されており、国指定史跡である。

7 世紀には、石室を彩色する装飾古墳や横穴墓が造られた。装飾古墳としては、「虎塚古墳」(国史跡)、横穴墓としては、「十五郎横穴」(県史跡)が代表例である。また、保存状態が良好であった「武者塚古墳」(土浦市・市史跡)からは、髭・美豆良や青銅製の杓などが発見されている(「茨城県武者塚古墳出土品」(国考古))。

奈良時代は、現在の石岡市に常陸国府が置かれていた。その跡地は、「常陸国府跡」(国史跡)になっている。また、「常陸国分寺跡」、「常陸国分尼寺跡」はともに特別史跡の指定を受け、鹿の子遺跡から出土した「漆紙文書」(県歴史資料)は、国衙で書かれた文書であったことが判明している。

なお、同遺跡は、朝廷の東北政策に必要な物資を供給するための官営工房としての性格を有していたと考えられる。また、常陸国衙における在庁官人税所氏伝来の古文書として「税所文書」(県古文書)が知られている。

古代の郡役所跡として、「新治郡衙跡」（国史跡）、「平沢官衙遺跡」（同）、「^{こんだ}金田官衙遺跡」（同）、「鹿島神宮境内附郡家跡」（同）、「台渡里官衙遺跡群（台渡里官衙遺跡・台渡里廃寺跡）」（同）がある。

天慶2年（939）、下総国の平将門が反乱を起こして中央政府に大きな衝撃を与え、地方武士の台頭を印象づけることとなった。将門の本拠地の坂東市には国王神社があり、現在、本殿・拝殿（いずれも県建造物）、及び将門の3女如蔵尼の作とされる「^{によぞうに}寄木造平将門の木像」（県彫刻）が残されている。

治承4年（1180）に挙兵した源頼朝は、鎌倉に本拠を置くと常陸国府を掌握し、平氏と結ぶ佐竹氏を金砂城に攻めて、これを屈服させた。頼朝は、鹿島神宮を「武家護持の神」として厚く信仰し、旧佐竹領などを同社に寄進することで、常陸国一宮としての同社を保護した。同社には、「直刀 黒漆平文大刀拵 附刀唐櫃」（国宝）や国重要文化財の指定を受けている本殿ほかの建造物群、「源頼朝下文」ほか多数の武家関係文書を収める「鹿島神宮文書」（県古文書）などがある。

鎌倉幕府滅亡後、佐竹氏は北朝方として、足利氏に味方して各地で奮戦した勲功として、足利尊氏から常陸守護職を与えられた。南朝方は、北畠親房が「神宮寺城」、「阿波崎城」（いずれも県史跡）に拠った後、小田城（国史跡）、関城（同）などで佐竹氏らを相手に転戦し、東国の南朝勢力を指揮したが敗れている。

一方佐竹氏は、15世紀における関東の争乱や一族の内紛を克服し、陸奥の伊達氏、相模の北条氏らと抗争しつつ、北関東の盟主としての地位を築いていった。

豊臣秀吉と結んだ佐竹氏は、天正19年（1591）太田城から水戸城に入り、常陸北部を基盤とする体制から常陸一国を支配する体制への転換を図った。しかし、関ヶ原の戦いで東軍方として動かなかったことから、慶長7年（1602）に徳川家康によって出羽国秋田に転封された。その後、水戸には、家康の5男武田信吉、10男頼将（のち紀伊藩主頼宣）が相次いで移封され、慶長14年（1609）に11男頼房が封じられて藩主となった。これをもって、水戸藩が開かれたとされる。

水戸城は、初代藩主徳川頼房の時に二の丸に三階櫓が、西口に大手門・大手橋が築かれて、その外側の三重の堀と土塁によって囲まれた構造であった。現在は、本丸跡と二の丸の土塁と堀を県指定史跡に、また県立水戸第一高等学校内に移築された「薬医門」を県指定建造物に指定している。

なお常陸国には、主に府中（石岡）・宍戸・土浦・笠間・牛久・下館・谷田部・下妻・麻生、下総国に結城・古河藩が置かれ、東北の外様大名への対策として重要拠点に徳川氏の一門、譜代が配置された。また天領・旗本

領が多かったことから、茨城の地は幕府から重要視されていたことが窺える。

なお、土浦藩土屋氏が所蔵していた「短刀 銘「筑州住行弘 観応元年八月日」」が国宝の指定を受けているほか、「石岡の陣屋門」、「笠間城櫓」、「旧宍戸城表門」（いずれも県建造物）、「土浦城跡及び櫓門」（県史跡）が県指定である。

水戸藩第2代藩主である徳川光圀は、全国から優れた学者を彰考館に集めて修史事業に取り組んだ。光圀は晩年を常陸太田の西山荘（「西山御殿跡」（国史跡・名勝））で過ごし、精力的にその編纂にあたり、南朝正統論などを盛り込んだ。この事業は、開始から約250年後の明治39年（1906）に『大日本史』として完成した。また光圀は、低湿地で飲料に悩む下町住民のために、「笠原水道」（県史跡）を新設した。光圀が父頼房の墓所と定めた瑞龍山には、「水戸徳川家墓所」（国史跡）として歴代藩主らの墓が営まれている。

第9代藩主の徳川斉昭は、天保12年（1841）に藩士とその子弟の教育のための総合的な教育施設として、藩校弘道館を開設した。その敷地は17万㎡余を誇る全国最大規模であったと言われている（「旧弘道館」（国特別史跡）, 正庁・至善堂・正門は国建造物）。

また、翌13年（1842）に開設された偕楽園には、修業の場・弘道館に対して、領内の民と「偕に楽しむ^{とも}」休養の場であるべきとする斉昭の考え方が表されている。現在は100種3,000本の梅樹が来園者を楽しませている（「常磐公園」（国史跡・名勝））。

江戸中期に水戸藩に仕えた地理学者として、長久保赤水が知られている。赤水が著した『改正日本輿地路程全図』をはじめとする資料群が、「長久保赤水関係資料」として国指定文化財（歴史資料）となっている。

利根川は、従来江戸湾に注いでいたが、徳川家康の治水・河川改修政策によって東遷したことにより、霞ヶ浦が水上交通によって江戸湾とつながった。これにより、県内各地に特産品の形成をもたらした。特に、霞ヶ浦沿岸の良質な大豆や小麦を用いた醤油醸造が盛んとなり、土浦の醤油は江戸で珍重された。また、水戸藩の「西の内紙（手漉和紙）」（県無形）や、「結城紬」（平織は国無形、縮織は県無形）をはじめ、奥州方面の産物が鬼怒川の水運を利用して運ばれた。

水戸街道は、日本橋を起点に千住を経て水戸に至る主要な街道であった。県内には、水戸街道に沿って、本陣（「旧取手宿本陣染野家住宅」（県建造物））や旅籠（「木村家住宅旧水戸街道皆川屋」（同））、一里塚（「石岡の一里塚」、「千代田の一里塚」・ともに県史跡）などを見ることができる。

一方、日光街道が古河市を南北に貫いており、市内には「日光街道古河

宿道標」(市有形民俗)が残されている。

享保年間(1716~35)に行われた飯沼の新田開発を契機として、常総市の坂野家が豪農として規模を拡大したが、豪壮な佇まいで知られる主屋は、表門とともに国建造物に指定されている。また、主屋の西側に続く書院「月波楼」(市建造物)には、モダンな意匠が施されており見応えがある。

また、江戸後期の北方探検家間宮林蔵は、伊能忠敬から測量術を学び、幕命を受けて樺太を探検した。つくばみらい市にある林蔵の生家及び墓は、県指定史跡である。さらに、古河藩家老を務め、蘭学者としても活躍した鷹見泉石が作成・収集した資料群が「鷹見泉石関係資料」として国指定(歴史資料)を受け、また国学者として常総地域史研究の基礎を固めた色川三中が遺した「色川三中関係資料」は県指定(同)である。

明治4年(1871)7月の廃藩置県により、全国は3府302県に分かれたが、茨城県域では直轄支配地に置かれた3県(若森・葛飾・宮谷)を含む18県となった。さらに11月には全国的に県の統合が進んで3府72県となり、茨城県域では茨城県(県庁所在地は水戸)・新治県(同じく土浦)・印旛県(同じく佐倉)に統合された。さらに同8年(1875)5月に新治県が廃止され千葉県の一部を編入して、ほぼ現在の県域となる「茨城県」が誕生し、水戸に県庁が置かれた。

明治期における茨城県の産業は、圧倒的に農業が優勢であったが、明治38年(1905)に久原房之助が赤沢鋳業合資会社を買収して日立鋳山を創業し、相次いで発電所、熔鋳炉、製錬所を建設するなど、飛躍的に鋳業分野の開発が進んだ(その際の拠点とした「旧久原本部」(県史跡)が、ほぼ建設当時の形で残っている)。この久原に招かれた小平浪平が国産モーター製作に情熱を傾け、明治43年(1910)に日立製作所を設立すると、第一次世界大戦による好況の波に乗って、電機メーカーとしての基礎が固まった。なお、同年に初めて製造したモーターのうち1台が現存している(「5馬力誘導電動機1台」(県歴史資料))。

この日立鋳山の施設拡充に伴う電力需要の増加に対応するために、小平らが中心となって建設した「石岡第一発電所施設」(国建造物)が、明治44年に竣工した。

その後、銅の生産が飛躍的に増大したことにより亜硫酸ガスを含む煤煙による被害が問題化したが、久原は、大正3年(1914)に当時は世界一の高さを誇る155.7mの大煙突を建設して煙害を防いだ。

牛久市にある「シャトーカミヤ旧醸造場施設」(国建造物)は、神谷伝兵衛が創設した、ボルドーの高級ワイン製造法を取り入れた日本初の本格的ワイン醸造施設で、本館、旧醗酵室、旧貯蔵庫が現存している。

稲敷市の「横利根閘門」(国建造物)は、レンガ造りの複閘式閘門であり、

横利根川・霞ヶ浦地域の治水及び利根川流域の水運の発達に貢献している。

明治期の学校建築としては、「旧茨城県立土浦中学校本館」，「旧茨城県立太田中学校講堂」（ともに国建造物）がある。これらは，辰野金吾の直弟子の一人である駒杵勤治の設計によるものとされる。また，「水海道小学校玄関」（県建造物）は宮大工羽田甚蔵の設計で，現在は茨城県立歴史館内に移築されている。

文学の世界において，長編小説『土』の中で貧農の悲惨な生活を描いた長塚節の生家が常総市に残されている（県史跡）。

また，大正中期から戦前において民謡・童謡の作者として「船頭小唄」や「七つの子」・「シャボン玉」などを世に送り出した野口雨情の生家が北茨城市にあり，同じく県指定史跡に指定している。

2 本県の文化財の現状

(1) 文化財の体系

文化財は，文化財保護法第2条により，有形文化財，無形文化財，民俗文化財，記念物，文化的景観，伝統的建造物群に分類されている。また，埋蔵文化財，文化財の保存技術も保護の対象とされている。

有形文化財は，建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書などで歴史上価値の高いものと，考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料とに分類される。このうち，「建造物」以外のものを総称して「美術工芸品」とする場合もある。

無形文化財は，演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものである。

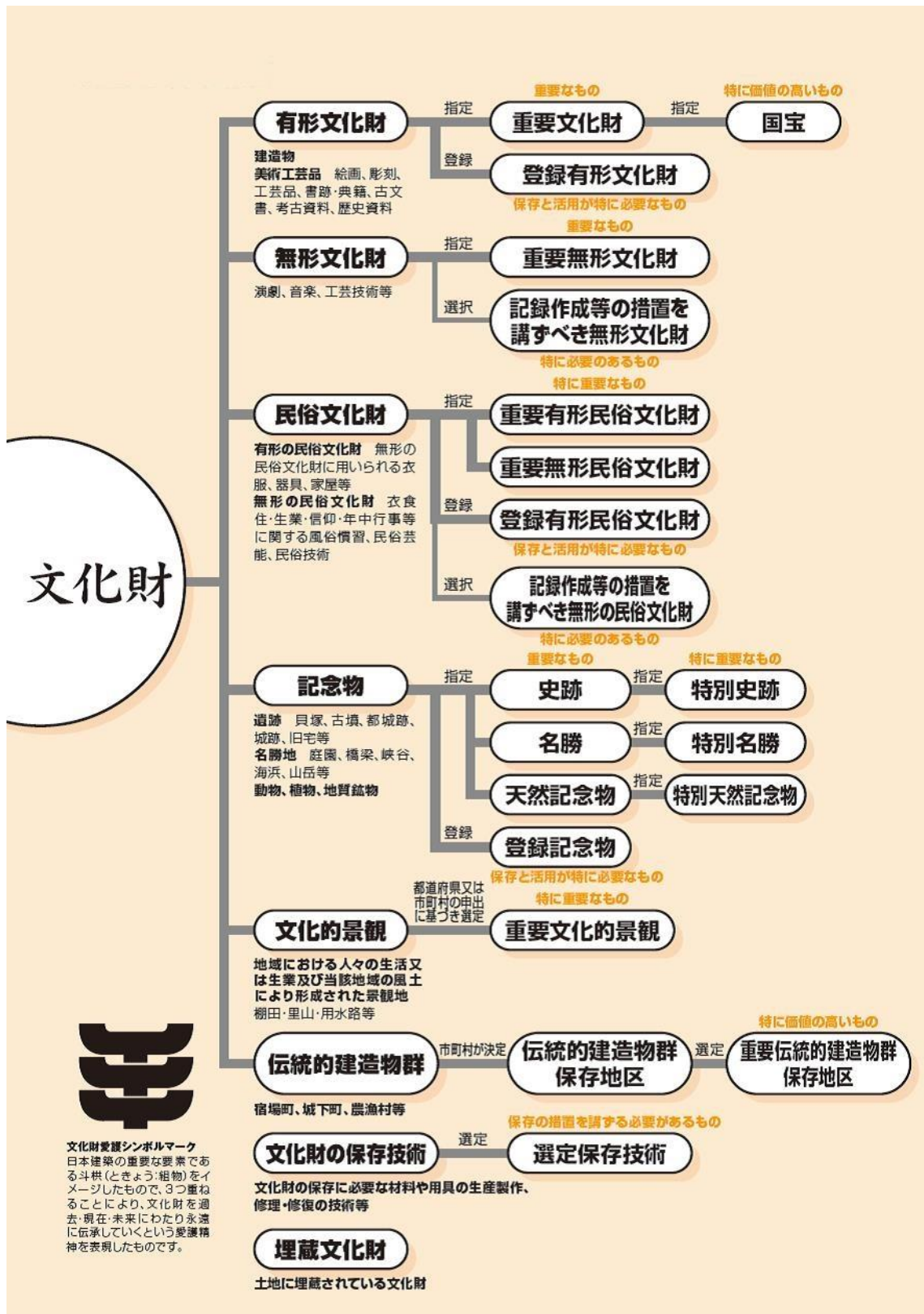
民俗文化財は，衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能，民俗技術やこれらに用いられる衣服，器具，家屋などで生活の推移の理解のため欠くことのできないものである。

記念物は，貝塚，古墳，都城跡，城跡，旧宅などの遺跡で，歴史上又は学術上価値の高いものや，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳などの名勝地で芸術上又は鑑賞上価値が高いもの，さらには，動物，植物，地質鉱物で学術上価値が高いものである。

文化的景観は，地域における人々の生活や生業，地域の風土により形成された景観地で，わが国民の生活や生業の理解のため欠くことのできないものである。

伝統的建造物群は，周囲の環境と一体をなし歴史的風致を形成する価値の高いものである。

【文化財の体系図】



文化財保護シンボルマーク
日本建築の重要な要素である斗拱(ときょう:組物)をイメージしたもので、3つ重ねることにより、文化財を過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を表現したものです。

(文化庁HP「文化財の紹介(概要)」より転載)

(2) 有形文化財

ア 建造物

本県では、中近世に建築された神社・寺院建築や各地方を代表する民家建築等を中心に、明治期以降に造られた近代和風建築や、近代化を象徴するコンクリート造の発電所等の産業遺産など、多岐にわたる分野の建造物が指定等を受けて保存されている。

建造物の保護については、高度経済成長期以降の開発で多くの建造物が消滅するなか、国庫補助事業による各調査（P30 参照）が実施され、評価がなされたものについては、指定等による保存の措置が図られてきた。また、文化財保護法の一部改正により、昭和 50 年に町並みや集落を対象とした伝統的建造物群保存地区制度が創設され、平成 8 年には登録有形文化財制度が創設された。さらに平成 20 年には、歴史まちづくり法が制定され、歴史的風致維持向上計画を作成し、地域における伝統的な人々の活動や、その活動が行われる建造物を維持・向上させることができるようになった。これらの制度の活用により、県内における文化財建造物の保護の裾野は広がりつつある。

指定を受けた建造物の保護は、国・県・市町村いずれの指定であっても、原則として所有者及び地元自治体等の責任においてなされるが、多大な経費を必要とする修理や、災害から建造物を守る防災については、関係する行政が積極的に関わりを持ち、これらの事業に対して助成や指導助言、技術的支援を行っている。

しかし、近年、少子高齢化の影響で、修理費等や修理技術者の確保が困難になっているほか、優れているものの十分に認識されず消失の危機にある未指定等建造物の調査・保存等、取り組むべき課題は数多くある。これらは本県のみならず全国的な問題でもある。

イ 美術工芸品

有形文化財のうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」としている。絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類される文化財である。美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法が施行された明治 30 年（1897）に始まり、戦後、古文書、考古資料、歴史資料の 3 部門が設置され、指定対象分野が拡大し現在に至っている。

近年、国指定では、各地域との情報の共有等で、従来の単品を中心とした指定から、関連した資料等を一括で指定といった対応がされている。

県指定の内訳を見ると、絵画、彫刻、工芸品の分野に集中しており、この 3 つで美術工芸品の指定件数の 7 割以上を占めている。種別では、

寺社関係を中心に、宗教や信仰に関係するものを多く指定している。それに比べると、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料の指定数は少ない。代表的なものとして、鷹見泉石関係資料（国歴史資料）、鹿島神宮文書（県古文書）、河口家医学等関係資料（県歴史資料）などがある。

美術工芸品は、動産文化財で金銭取引の対象となるという性質から、所有者が変わり所在不明となることがある。また、過疎化地域の増加により、社寺などで文化財の管理状況が不安定になることも懸念される。

さらに、相続や経済的な理由で、所有者が代わる場合、所有者変更や所在場所の変更に関する届出がなされないことがあるので、文化財保護法や、本県及び市町村の文化財保護条例が定める届出義務の徹底を図る必要がある。

ウ 登録有形文化財

平成8年の文化財保護法の一部改正により創設された。これは、従来の国の指定制度を補完する新しい保護手法として、届出制という緩やかな規制の下で、所有者の自主的な保護を促進することを趣旨に、重要文化財以外の有形文化財（建造物）のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを対象に、国が各種調査や地方公共団体からの意見具申等をもとに、登録有形文化財として登録する制度である。

また、平成16年の同法の一部改正によって、建造物以外の有形文化財（美術工芸品）まで対象が拡大され、県内では296件が登録されている。

(3) 無形文化財

ア 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産を無形文化財という。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的には、そのわざを体得した個人又は個人の集団によって体現される。

国は、無形文化財のうち、歴史上又は芸術上価値が高く重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得している者又は団体を、保持者又は保持団体として認定し、わが国の伝統的なわざの継承を図っている。保持者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられている。

県内では、国指定重要無形文化財として、「結城紬（平織）」、「一中節」^{ひら}、「一中節三味線」^{いっちゅう}、「髻漆」^{きゅうしつ}の4件が指定を受けている。また、県指定無形文化財としても、「結城紬（縮織）」、「西の内紙（手漉和紙）」^{にし}、「粟野春慶塗」^{あわの}、「鹿島新當流」^{しんとう}の4件を指定しているが、いずれも保持者等

の高齢化が進み、それらのわざの継承が課題となっている。

イ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

国指定重要無形文化財に指定されたもの以外の無形文化財のうち、価値が認められるものの存続が危ぶまれるものなどについて、必要に応じて記録の作成保存の措置を講ずる記録選択制度であり、国選択無形文化財と通称される。なお、当該文化財は、芸能、工芸技術に分類される。

県内では、工芸技術として、「栗野春慶」、「西の内紙」、「刺繍」の3件が記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（以下「国選択」）に選択されている。

(4) 民俗文化財

ア 有形民俗文化財

民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件など、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた人々の生活の推移を理解する上で欠くことができないものである。その中でも、くらしのなかの様々な場面で使用されてきた用具類や施設などが有形民俗文化財であり、県内では、「日立風流物（山車）」（国有形民俗）が国の指定を受けている。

また、県指定有形民俗文化財としては、6件を指定しており、このうち、「西塩子の回り舞台」（県有形民俗）は、3年おきに組み立てられ、地芝居の公演や、コンサートの舞台として継続的に活用されている。こうした取組は、民俗芸能の振興にもつながるものであり、有形民俗文化財の保存、活用の好例の一つといえる。

イ 登録有形民俗文化財

平成8年の文化財保護法の一部改正により、指定制度を補完するものとして有形文化財（建造物）を対象に創設された登録制度に、平成16年の同法の一部改正によって、建造物以外の有形文化財（美術工芸品）や記念物とともに有形民俗文化財が拡充された。これは、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを対象に、国が各種調査や地方公共団体からの意見具申等をもとに、登録有形民俗文化財として登録する制度である。

県内では、国登録有形民俗文化財として、「常陸大宮及び周辺地域の和紙生産用具と製品」と「常陸大子のコンニャク栽培用具及び加工用具」2件が登録されている。これらは、原材料の栽培・生産から製品化され

るまでに用いられる用具を含む資料群であり、地域の特色ある地場産業を支えてきた技術や生産工程を知ることができる貴重な資料である。

ウ 無形民俗文化財

四季折々の祭りや年中行事、人の一生の節目に営まれる人生儀礼などの風俗慣習や、神楽や風流などの民俗芸能、そして、生活や生業に関わる製作技術等の民俗技術が無形の民俗文化財である。

これらのうち、特に重要なものを、国が重要無形民俗文化財に指定している。

県内には、国指定重要無形民俗文化財として、「綱火」、「日立風流物」及び「常陸大津の御船祭」3件が指定を受けている。このうち「日立風流物」は、平成21年（同28年（2016））に全国の「山・鉦・屋台行事」（33件）として拡張登録に無形文化遺産として登録されている。

また、県指定無形民俗文化財としては、「浅川のささら」や「火消行列」など32件を指定している。

民俗文化財では、少子化等の影響により、後継者をいかに育成するかが切実な問題となっている。

エ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

国指定重要無形民俗文化財に指定されたもの以外の無形民俗文化財のうち、価値が認められるものの存続が危ぶまれるものなどについて、必要に応じて記録の作成・保存の措置を講ずる記録選択制度があり、国選択無形民俗文化財と通称される。なお、当該文化財は、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に分類される。

(7) 風俗慣習

年中行事や祭礼、儀礼などの風俗慣習について、県内では、「大畑おおぼたけのからかさ万灯まんとう」や「五所駒ごしよこまがたき滝神社の祭事」など10件が国選択を受けている。

そのうち、県内全域を所在地としているものとして、「田植に関する風俗」、「狩猟風俗」、「盆行事」があり、隣県にまたがって分布しているものとして、「北関東のササガミ習俗」（茨城県、栃木県）、「お拵廻しの習俗」（茨城県、福島県）、「東関東の盆綱ほんづな」（茨城県、千葉県）がある。なお、東関東の盆綱については、令和元年度より記録の作成保存のための調査事業（P29参照）を行っている。

(イ) 民俗芸能

神楽や田楽，風流などの民俗芸能について，県内では，「龍ヶ崎の撞舞^{つくだい}」や「鹿島みろく」など9件が国選択を受けている。

そのうち，「大串のささらと大野のみろく」や「あんば囃子」など，記録の作成・保存の措置が講じられていないものもあり，今後，記録保存を検討していく。

(ウ) 民俗技術

生業や衣食住などの民俗技術について，県内では，「霞ヶ浦の帆引網漁の技術^{ほびき}」（土浦市，かすみがうら市，行方市）1件が国選択を受けている。なお，令和元年度に3市を中心とした調査委員会が立ち上げられ，令和2年度より記録の作成保存のための調査が行われる。

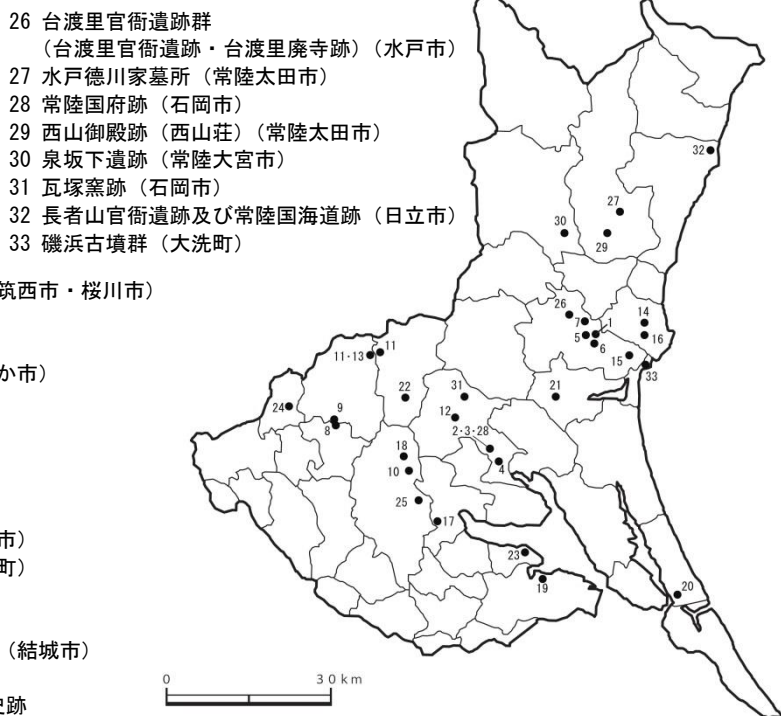
(5) 記念物

ア 史跡

県内では，国指定史跡として33件（うち3件は特別史跡）が指定を受け，県史跡として57件を指定している。これらの史跡は，貝塚，古墳，官衙関連遺跡，城跡等多岐にわたり，各時代・地域の文化や生活を如実に伝えるものである。

国指定特別史跡及び史跡分布図

- ① 旧弘道館（水戸市）
- ② 常陸国分寺跡（石岡市）
- ③ 常陸国分尼寺跡（石岡市）
- 4 舟塚山古墳（石岡市）
- 5 常磐公園（水戸市）
- 6 吉田古墳（水戸市）
- 7 愛宕山古墳（水戸市）
- 8 大宝城跡（下妻市・筑西市）
- 9 関城跡（筑西市）
- 10 小田城跡（つくば市）
- 11 新治廃寺跡附上野原瓦窯跡（筑西市・桜川市）
- 12 佐久良東雄旧宅（石岡市）
- 13 新治郡衙跡（筑西市）
- 14 馬渡埴輪製作遺跡（ひたちなか市）
- 15 大串貝塚（水戸市）
- 16 虎塚古墳（ひたちなか市）
- 17 上高津貝塚（土浦市）
- 18 平沢官衙遺跡（つくば市）
- 19 広畑貝塚（稲敷市）
- 20 鹿島神宮境内附郡家跡（鹿嶋市）
- 21 小幡北山埴輪製作遺跡（茨城町）
- 22 真壁城跡（桜川市）
- 23 陸平貝塚（美浦村）
- 24 結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡（結城市）
- 25 金田官衙遺跡（つくば市）
- ※ 丸囲み数字・・・国指定特別史跡



《歴史の道》

古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道や運河等（以下「歴史の道」）は、我が国の歴史を理解する上で極めて重要な意味をもつものであるが、部分的に指定されている史跡等を除けば、開発等によって急速に失われつつある。

そのため、本県では、歴史の道とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらの保存・活用の計画策定のための基礎的資料の確保を目的として「歴史の道調査事業」を実施（P30 参照）した。

なお、これら調査した中から、文化庁は「歴史の道百選」を選定し、本県では、平成8年に「陸前浜街道一十王坂越」（日立市十王町）が、令和元年に「南郷道」（常陸大宮市 盛金峠・館・和田）が選定されている。

イ 名勝

名勝は、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いものとされ、その実態によって、庭園のように人為的に構成された「人文的なもの」と、海浜のように自然の営みによって育まれた風致景観を対象とする「自然的なもの」に分類される。

県内では、国指定名勝として「袋田の滝及び生瀬滝」をはじめ、4件（人文的なもの2件、自然的なもの2件）が指定を受け、県指定名勝を5件（自然的なもの）指定している。

ウ 天然記念物

天然記念物は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）や、保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の地域（天然保護区域）のうち、学術上貴重で、わが国の自然を記念するものである。

県内では、国指定天然記念物として8件が指定を受け、県指定天然記念物として58件を指定している。

そのうち、種類別では植物が最も多く、国指定天然記念物が6件、県指定天然記念物が54件となっている。また、巨樹、古木といった単独の個体として指定しているものが多く、樹勢の衰え、台風等自然災害による毀損と、周辺への影響等の危惧を抱えているものもある。

動物は、国指定天然記念物としては2件が指定を受け、県指定天然記念物としては1件を指定している。

地質鉱物は、国指定を受けているものはなく、県指定天然記念物は3件を指定している。

天然記念物は、「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（種の保存法）」や「自然公園法」など、文化財保護法や文化財保護条例以外の法令との関わりも多い。

保存と活用に際しては、上記法令との関連があるため、環境省との事前協議等が必要となる場合がある。そのため、個体の保護や生息地（繁殖地）の保全等を優先的に講じ、同省の同意等を得た上で、公開等の活用を図るなど、慎重な配慮が求められる。

エ 登録記念物

平成 8 年の文化財保護法の一部改正により、指定制度を補完するものとして有形文化財（建造物）を対象に創設された登録制度に、平成 16 年の同法の一部改正によって、建造物以外の有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財とともに記念物が拡充された。これは、国が指定する史跡、名勝及び天然記念物以外の記念物のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを対象に、国が各種調査や地方公共団体からの意見具申等をもとに、登録記念物として登録する制度である。

登録記念物の範囲は、遺跡関係、名勝地関係、動物・植物及び地質鉱物関係に分類される。

県内では、「岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦」が、遺跡関係、名勝地関係の両分野で国登録記念物として登録されている。

(6) 文化的景観

文化的景観の制度は、平成 16 年の文化財保護法の一部を改正により創設された。この制度は、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成され、国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできない景観地として、国が重要文化的景観として選定し、地域の保存と活用の取組を支援するためのものである。

国に選定されたものの多くは、棚田等の水田景観や段々畑等の畑地景観などであるが、近年は特定の文化や産業、信仰等と深い関わりをもって発展した複合景観が選定されている。

なお、選定されるには、景観法に基づく景観計画を策定し、その計画の中に景観計画区域や景観地区を設け、文化的景観を位置付ける必要がある。

県内には、全域に水田景観や河川景観などが残るほか、八溝山地から筑波山に至る山地に森林景観が残されているが、重要文化的景観には選定されていない。

(7) 伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区の制度は、昭和 50 年の文化財保護法の一部改正により創設された。この制度は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを市町村が「伝統的建造物群保存地区」として決定し、国は市町村の申出に基づき、特に価値が高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定される。歴史的な集落・町並みを残したいとする住民の意欲と市町村の取組を支援するためのものである。

県内では、桜川市真壁町真壁に、登録文化財をはじめとする数多くの伝統的な建物が存在しており、「桜川市真壁伝統的建造物群保存地区」として、約 17.6ha が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

(8) 選定保存技術

選定保存技術の制度は、昭和 50 年の文化財保護法の一部改正により創設された。この制度は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能である「文化財の保存の技術」のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを国が「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定して支援するためのものである。

県内では、文化財建造物の茅葺に必要なススキやヨシなどを、育成し採取する「茅採取」が、選定保存技術に選定されている。また、この技術の保存団体として、一般社団法人日本茅葺き文化協会（つくば市）が国の認定を受けている。

(9) 埋蔵文化財

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財で、その性格上、地域と深く結びついている。埋蔵文化財を包蔵するとして周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」というが、本県では、県や市町村で実施してきた分布調査等により、約 12,000 カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。

埋蔵文化財については、各種の開発行為が文化財に影響を及ぼさないような保護措置を講じる必要がある。そのために開発事業の早期把握に努め、事業者との十分な事前協議を行い、開発と埋蔵文化財の保存との調整を図っている。

本県の埋蔵文化財の保護体制は、国・県・公社等の開発事業については県が、市町村事業及び民間開発事業については市町村がそれぞれ窓口となって調整を行い、遺跡地図・台帳作成等のための分布調査やそれらの成果を踏まえた試掘・確認調査の実施により、開発事業への円滑な対応を図っ

ている。やむを得ず、各種の開発行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合には、事前に発掘調査による記録保存を実施する。この記録は本県の歴史の痕跡であり、本県の特徴が活かされた文化を構築していく上で、欠かすことができない。

これまで「茨城県埋蔵文化財発掘調査基準」（平成 18 年）や「民間発掘調査組織導入基準」（平成 21 年）を作成しており、県内における埋蔵文化財保護の手引きとして活用している。

近年の開発行為の傾向として、道路建設などの公共事業は縮小しているが、太陽光発電や小規模民間開発は増加しており、市町村においては、これらの開発事業に迅速に対応する必要がある。

(10) 未指定文化財

文化財保護行政は、文化財保護法や条例等に基づき、国、県及び市町村による指定や登録等が施策の中心になっている。

一方で、地域に埋もれ存在が広く認知されず、歴史的、文化的価値付けが明確でないなどの理由から、未指定となっている文化財も多数存在している。これら未指定等の文化財は行政が措置を講じなければ、滅失や散逸等が進むおそれがあるため、当該文化財の存在を適切に把握し、所有者の理解を得ながら、指定や登録等を進めるなどして、次世代へ確実に保存・継承していく必要がある。

本県では、平成 12 年度から同 16 年度までの 5 カ年で、県内の未指定有形文化財（美術工芸品）の悉皆調査を行い、新たに 1,490 件を発見し、その後の市町村等の詳細調査により、特に価値が高いことが明らかになったものとして、市町村が 172 件、県が 9 件を指定文化財にするなどの保護措置が図られた。

(11) その他

ア 世界遺産

世界遺産は、「顕著な普遍的価値」を有する文化遺産や自然遺産など、世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録された物件を指す。

なお、世界遺産条約とは、ユネスコ設立以前、20 世紀初頭から段階的に形成されてきた国際的な文化財保護の流れと、国立公園制度を最初に確立したアメリカ合衆国などが主導してきた自然保護のための構想が一本化される形で昭和 47 年（1972）に成立したものである。

世界遺産リストへの登録は、政府間委員会である世界遺産委員会の審議を経て決定される。その際、諮問機関として、文化遺産については国際記念物遺跡会議（ICOMOS）が、自然遺産については国際自然保護連合

(IUCN) がそれぞれ勧告を出し、両方の要素を備えた複合遺産の場合には、双方がそれぞれ勧告することにより、登録に向けた審議が行われることになる。

令和元(2019)7月現在、世界遺産条約締約国は193か国、世界遺産リスト登録物件は1,121件(文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件)に及んでいる。

また、世界遺産は、有形の不動産を対象としており、無形文化遺産とは異なる制度である。

イ 日本遺産

世界遺産や文化財指定等は、いずれも登録・指定される文化財(文化遺産)の価値付けを行い、保護を担保することを目的とするものであるが、日本遺産は、地域に点在する遺産を「面」として活用し、国内外に発信することで、地域活性化を図ることを主な目的としている点に違いがある。認定の類型としては、単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」がある。

日本遺産に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなる可能性がある。

文化庁は、全国で100件程度を日本遺産に認定する予定であり、県内では、水戸市が足利市・備前市・日田市の3市とのシリアル型による「近世日本の教育遺産群ー学ぶ心・礼節の本源ー」として、平成27年度に認定された(水戸市の主な構成文化財は、弘道館・偕楽園・旧彰考館・日新塾など)。なお、世界遺産登録を目指し、「教育遺産世界資産登録推進協議会(会長 水戸市長)」を設立し、世界遺産登録に向けての推進活動を展開している。

ウ 無形文化遺産

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大するグローバル化の進展等に伴い、世界の無形文化遺産が衰退や消滅などの脅威に脅かされていることから、それら無形文化遺産の保護を目的に平成15年(2003)のユネスコ総会で「無形文化遺産の保護に関する条約」(無形文化遺産保護条約)が採択された。これにより、それまで世界遺産条約が対象としてきた有形の文化遺産である世界遺産に加え、無形文化遺産についても国際的保護を推進する枠組みが整えられた。

なお、この条約には、芸能（民族音楽・ダンス・劇等）、伝承、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術、文化空間等の無形文化遺産について、締約国が自国内で目録を作成し保護措置を講ずることや、国際的な保護として、「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成等のほか、国際的な援助等が定められている。

県内では、前述の「日立風流物」が平成 21 年（2009）（同 28 年（2016）に国指定重要無形民俗文化財の山・鉾・屋台行事 33 件として拡張登録）に、「結城紬」が同 22 年（2010）に、それぞれ無形文化遺産として登録されている。

エ ジオパーク

ジオパークとは、地球科学的な価値を持つ遺産（大地の遺産）を保全し、教育やツーリズムに活用しながら、持続可能な開発を進める地域認定プログラムである。

日本ジオパークとしての認定は、地質遺産を多数含み、それらが確実に保全されるとともに、考古学的、文化的な価値のある場所も含む地域で、公的機関・地域社会や民間団体による運営組織を持ち、自然観察路の整備や、ガイド付きツアーの実施などにより、教育普及活動を行うことができ、ツーリズムを通じて、地域の社会的・経済的発展を育成することが要件となっている。

日本ジオパークに認定されると、4 年ごとに各ジオパークの運営と活動状況について、再認定審査を実施されることになっており、活動状況等が良好と判断された場合には、日本ジオパークの一員として継続認定（4 年間）される。また、その中から推薦・審査を経て、ユネスコ世界ジオパークの認定を受けることができる。

県内では、6 市（つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市）からなる「筑波山地域ジオパーク」が認定を受けており、「茨城県北ジオパーク」が準会員として活動している。

また、ジオパークにおける大地の案内人として、山や川、海岸などの自然の成り立ちから人々の暮らしなどをつなげて、地域の人や来訪者へ大地の公園の魅力を伝える、ジオガイドやインタープリターなどの人材の研修養成講座等も実施されている。

第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 文化財の保存・活用に関する現状と課題

(1) 文化財を保存・活用する目的

文化財の保護の目的については、文化財保護法では、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」(第1条)と規定され、また、県文化財保護条例にあっては、「法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。」(第1条)と規定しており、いずれの法令においても、保存と活用は文化財保護を図る上で重要な柱である。

さらに、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるものであり、保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は、次世代への継承という目的のために極めて重要な観点である。

(2) 文化財を取り巻く現状

急速な少子高齢化・過疎化などの社会情勢の変化により、本県の文化財においては、所有者・保持者等の尽力や行政的な支援等だけでは、文化財を次世代へ確実に継承していくことが困難な状況になっている。

特に、有形文化財や記念物の管理においては、資金不足等により継続的に管理を行うことが困難になる事例が増加している。さらに、保存修理等においては、事業規模が大きく多額の経費が必要になるため、所有者等の負担が大きく、当該事業の実施が困難となっているほか、修理等の技術を保持する人材も減少している状況にある。

また、無形文化財や民俗文化財においては、地域の文化を支える基盤が脆弱化し、文化財の担い手や継承者の不足等に陥り、それらの保存に支障をきたす事例が多くなっている。

(3) 文化財を保存・活用していくための課題

本県の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えてきた貴重な財産である文化財は、本県の歴史、伝統、文化等のために欠くことができないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすことから、保存・活用することは極めて大切である。

とりわけ、滅失の恐れのある文化財については、無形文化財や無形民俗文化財に関する記録映像、民俗技術等に関する記録作成、修理・修復に関する選定保存技術制度等の活用も含め、計画的かつ確実な保存に努めなければならない。

また、指定制度及びそれを補完する登録制度の活用だけでは対象範囲が限られるため、地域の視点に基づいて文化財を総合的に幅広く調査・把握し有形・無形を問わず、その周辺環境も含めて保存を図ることが重要である。

なお、地域にとって重要な価値を持つもので、いまだ発見されていない文化財や、あるいは見過ごされている文化財も多いと思われることから、これらを放置することなく、積極的に調査し滅失や散逸等から守ることも喫緊の課題である。

さらに、近年において様々な自然災害が多数発生している状況を踏まえれば、文化財を保護するための防災対策の充実も急務である。

一方、文化財の適切な活用は、地域住民の意識づくりに重要な役割を果たすとともに、地域活性化の方策として、伝統的な文化財を活用した魅力ある地域づくりに大きく寄与する。活用することにより文化財の価値を顕在化することができれば、より確実に継承され、地域のアイデンティティが確立されるとともに、観光や伝統産業の発展などによって、地域の活性化が図られることになる。

しかしながら、観光資源をはじめとする文化財の活用は、文化財の価値を維持することが大前提であり、保存に留意した活用がされなければならない。保存と活用のバランスが重要となる。

この他、県民が文化財を通して地域の歴史・文化を理解し関心を深める機会を充実させることで、郷土に対する誇りや愛情の醸成を図り、文化財の継承につなげていく必要がある。

今後、地域の文化財を保存・活用し確実に将来に継承していくためには、所有者・管理者等への支援や保持者・保持団体等の育成の他、地元自治会や商工・観光関係団体等の主体的参加や協力を得ながら、地域社会等が一体となって文化財を守り、活かし、伝えていくための枠組みの整備が重要である。

2 本県が目指すべき将来像・方向性

(1) 目指すべき将来像（基本テーマ）

豊かで魅力あふれる“茨城”へ

～みんなで地域の文化財を守り、活かし、伝えよう～

(2) 基本的な方向性

県民共有の財産である文化財を、社会全体で適切に保存・活用し、次世代へ確実に継承する体制を構築していく。

また、文化財の保存・活用に社会全体で取り組むことで、県民が郷土への愛着と誇りを持ち、本県の魅力向上や地域づくりにつなげていく。

- 本県には、都市的な生活と自然の豊かさを享受できる暮らしやすい風土や、そこで培われてきた古代以来の長い歴史と文化があり、それらを反映し継承されている数多くの貴重な文化財がある。
- 文化財の保存・活用に向けた取組をさらに推進するに当たり、ひとたびこれを失えば、永久に再現することができないということを踏まえ、本県の貴重な遺産としての文化財の必要性・重要性を県民一人一人が十分に認識することが重要である。
- 所有者や県・市町村だけで取り組むのではなく、県民の協力を得る環境を作ることにより、社会全体で継続的な保存・活用に取り組んでいく。
- また、県民が郷土への愛着と誇りを持つことができるよう、これら県民共有の財産である文化財を適切に保存・活用し、本県の魅力向上と地域づくりを推進していく。

3 県内文化財の保存・活用の基本方針

本県が目指すべき将来像・方向性に基づき、文化財の保存・活用を計画的・継続的に行うために、3つの基本方針により取り組んでいく。

【取り組むべき3つの基本方針】

基本方針1	基本方針2	基本方針3
文化財の適切な保存・活用と次世代への継承	文化財を活かした本県の魅力向上と地域づくりの推進	文化財の保存・活用の推進体制の整備

基本方針 1

文化財の適切な保存・活用と次世代への継承

1 文化財の確実な保存

(1) 文化財の指定等

本県では、文化財保護法に規定されている6つの文化財類型(P11 参照)のうち、4類型(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物)のほか、選定保存技術について指定等を行っている。

県指定候補物件を、市町村教育委員会等に照会し、申請された候補物件の中から県教育委員会が県文化財保護審議会に諮問し、同審議会による答申をもとに指定している。市町村教育委員会等においては、地域の文化財を広く掌握し、その中から県指定候補物件として申請する。

指定した文化財については、現状変更や修理等の行為を条例で規制するとともに、有形文化財の保存修理や防災対策等、無形文化財の伝承者養成や記録作成等について、適正な保存のため必要な補助金等の助成措置を講じている。

なお、国においては、前述の6つの文化財類型により国宝や重要文化財として指定等を行っているが、その際は、国が直接現地調査や関連資料の調査を行い、文部科学大臣が文化審議会へ諮問し、答申を受けたのち、指定等が行われる。

その他、開発等により失われるおそれがあり、保護の必要性が高まっている近代建造物等については、上記の指定制度を補完するものとして、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる国の登録制度により、所有者による自主的な保護が図られている。

このように、国や県、市町村では、法令に基づき、これら指定等の取組を進めているが、地域に埋もれ存在が広く認知されず、歴史的、文化的価値付けが明確でないなどの理由から、未指定となっている文化財も多数存在している。これら未指定文化財は行政が保護措置を講じなければ、滅失や散逸等が進むおそれがあるため、当該文化財の存在を適切に把握し、所有者の理解を得ながら、指定や登録等を進める。

(2) 文化財の管理・修理等

文化財は、修理に多額の費用や手間と時間がかかることから、より長く価値を維持するために、日頃からの維持管理が必要であり、劣化等の早期発見や予防・軽減等に努めることが重要である。また、文化財としての価値を損なわないよう、周期的・計画的な保存修理も必要となる。その際、現状維持する修理を原則に、専門家の協力を得ながら、慎重に調査し修理方針を検討しなければならない。

なお、保存修理には、破損状況に応じて、小修理（日常管理における破損部分の補修）、維持修理（経年による破損を補修し、建造物としての機能を維持するため、周期的に行う修理）、根本修理（柱や梁など主要構造部にまで破損が及んだ場合に、建造物を解体して各部材の補修を行い、建造物を健全な状態に回復させる修理）などがある。

美術工芸品や有形民俗文化財の保存修理としては、主に、専門家による定期的な点検を兼ねて文化財のカビ、錆、埃等の除去、表具・縁の打ち直し等のメンテナンスが行われることが多い。定期的に点検やメンテナンスをすることで、本格的な修理の実施周期が延び、長期的には修理費用の軽減にもつながる。

また、温湿度を管理できる保存施設（防湿収蔵庫等）に保管することで、良好な状態を保持することができる。所有者や管理者は、当該施設を整備するなど、保存環境の改善や維持に取り組むことも大切である。

史跡、名勝、天然記念物といった記念物の保存については、まず、所有者・管理者等による見回りや、風雨等によるき損等への応急処置など、日常的な管理体制の充実が必要である。

さらに、急速な少子高齢化・過疎化などの社会情勢の変化により、文化財の担い手や継承者の不足に陥り、文化財を適切に保存することに支障をきたしている場合もあり、所有者等への支援が必要となっている。

(3) 建築基準法の適用除外

建築基準法等が施行される前に竣工された歴史的建築物については、同法等に適合しない場合、既存不適格建築物として法令等の適用除外にされるが、当該建築物の増改築・用途変更等を行う場合は、文化財としての価値を損なうことなく建築基準法に適合させることが必要となる場合がある。

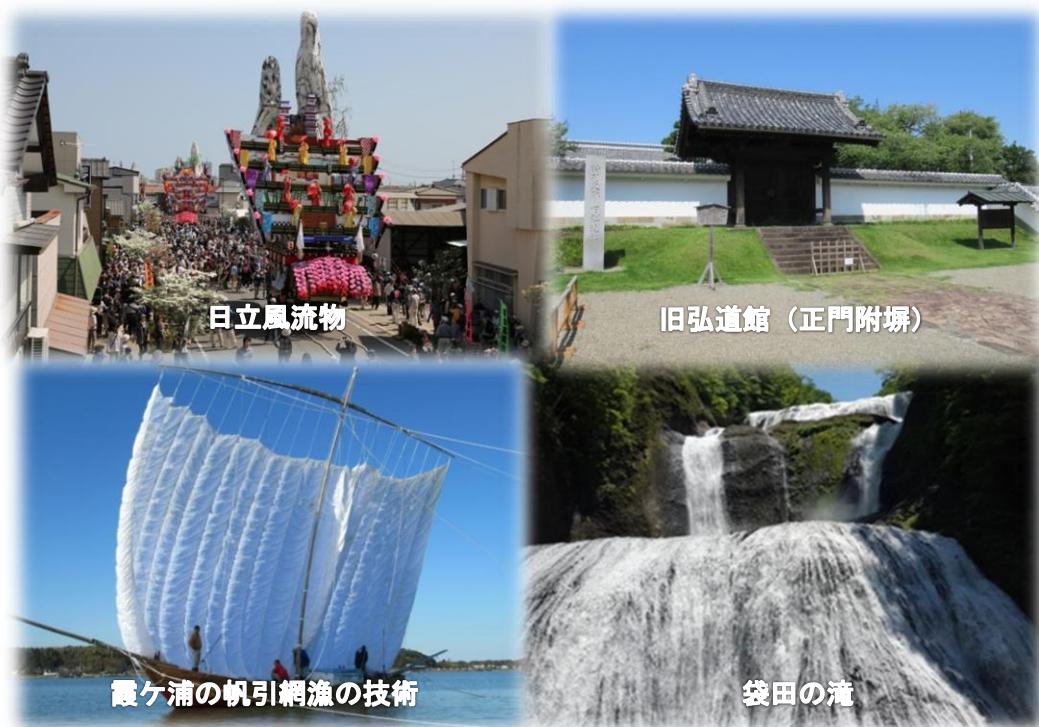
なお、国宝や国指定重要文化財、史跡等が現状変更を伴う修理等（増改築・用途変更等）を行う場合は、建築基準法第3条第1項の規定により自動的に適用除外となる。

しかし、県・市町村指定文化財や国登録有形文化財等が現状変更を伴う

修理等を行う場合において、適用除外にされるには、特定行政庁（県や建築主事を置く市町村）が設置する建築審査会の同意等が必要となる。

§ 文化財の確実な保存に関する今後の方針 §

- ・ 本県の歴史・文化を正しく理解する上において、価値が高いことが調査等で判明したものについては、県指定を検討するほか、国指定重要文化財に向けた取組を進める。
- ・ 地域に埋もれている未指定文化財を積極的に掘りおこし、価値が高いことが調査等で判明したものについては、所有者等の意向も踏まえながら、県指定又は登録等に向け検討を進めていく。
- ・ 登録文化財については、届出制という緩やかな保護措置により、まちづくりや観光振興等に活用できることから、登録に向けた取組を積極的に推進する。
- ・ 市町村と連携し、指定文化財のみならず未指定文化財までを含めた保存の状況を確認・把握し、適切な保存体制を整備していく。
- ・ 文化財の種類や性質に配慮しながら、適切な保存に努める。
- ・ 様々な事情により、維持管理が難しくなっている場合は、所有者の意向に応じて、管理団体を指定するなどの支援体制を検討していく。
- ・ 県・市町村指定文化財や国登録有形文化財等が現状変更を伴う修理等を行う際に適用除外を検討している場合は、市町村に対し県関係部局と連携しながら必要な指導・助言を行う。



(4) 文化財に係る事業

県は、自ら所有する文化財の管理・修理等の他、所在地が県内全域に及ぶ文化財の調査など、市町村では実施が困難な包括的事業を行っている。

ア 県事業（令和2年度）

(7) 保存修理事業

事業	目的	概要	期間
国重文「茨城県三味塚古墳出土品」保存修理	長期間にわたり良好な状態を維持できるよう、保存修理を行う。	処理前調査，クリーニング，樹脂含浸，防錆処理，強化処理，復元処理，保存箱作成等	令和元年 ～3年度

(イ) 調査事業

事業	目的	概要	期間
中世城館跡総合調査	県内の中世城館跡を悉皆的に調査し資史料で裏付けることによって、新たな価値を掘り起こす。	基礎調査，詳細調査，資史料収集，資史料解読作業，原稿執筆，調査報告書刊行等	平成30年 ～令和4年度
東関東の盆綱総合調査	盆綱の県内分布や実施状況，特徴などの全体像を明らかにし，記録・作成等の保存措置を講ずる。	聞き取り調査，記録保存，文献調査等，補足調査，報告書作成・刊行等	令和元年 ～3年度

(ウ) 文化財の活用に係る事業

事業	目的	概要	期間
茨城県郷土民俗芸能の集い	民俗芸能を公開し，県民の同文化財に対する理解と認識を深めるとともに，保存意識の高揚や後継者の育成を図る。	開催時期：10月～11月の土曜日 会場：県内社会教育施設 公開数：5芸能 運営形態：実行委員会	昭和52年度 ～
関東ブロック民俗芸能大会	関東甲信越静で伝承される民俗芸能のうち価値の高いものを一堂に公開し，民俗芸能に対する一般の人々の理解を深めるとともに，保存・伝承を図る。	開催時期：10月～11月の日曜日 会場：11都県で持ち回り 公開数：7芸能（隔年） 運営形態：実行委員会	昭和34年度 ～

イ 過去に行った事業実績

(7) 建造物

事業	目的	成果	期間
民家緊急調査	県内における古民家の実態を把握し、文化財建造物として保存すべき民家の選定の資料とする。	調査結果を基に「茨城県民家緊急調査報告書」(昭和51年3月)を刊行した。	昭和49年度
近世社寺建築緊急調査	県内における近世に建築された社寺建築の実態を把握し、保護保存対策を図る。	調査結果を基に「茨城県近世社寺建築緊急調査報告書」(昭和57年3月)を刊行した。	昭和56年 ～57年度
近代化遺産総合調査	県内における近代化遺産の現状を把握し、文化財としての保護を図る。	調査結果を基に「茨城県の近代化遺産」(平成19年3月)を刊行した。	平成17年 ～18年度
近代和風建築総合調査	県内における近代和風建築の実態を把握し、その保護に資する。	調査結果を基に「茨城県近代和風建築総合調査報告書」(平成29年3月)を刊行した。	平成27年 ～28年度

(イ) 民俗文化財

事業	目的	成果	期間
民俗芸能緊急調査	県内各地に伝承されている民俗芸能の所在及び現状の実態を調査し、詳細な記録を作成して、保存・伝承に資する。	調査結果を基に「茨城県の民俗芸能」(平成8年3月)を刊行した。	平成6年 ～7年度
祭り・行事調査	県内各地の祭り・行事の現況を調査し、保護施策立案の基礎資料とする。	調査結果を基に「茨城県祭り・行事調査報告書」(平成22年3月)を刊行した。	平成19年 ～21年度

(ウ) 歴史の道

事業	目的	成果	期間
歴史の道調査	県内における歴史の道とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を含めて調査し、保存・活用の計画策定ための基礎的資料とする。	調査成果を基に「茨城県歴史の道調査事業報告書(古代)(中世)(近世Ⅰ～Ⅲ)」(平成27年3月)を刊行した。	平成22年 ～26年度

2 次世代への継承

(1) 教育における文化財の活用

ア 学校教育

文化財を学校教育の場で教材として活用することで、次世代への継承を促進することが期待できる。

例えば、小学校学習指導要領（社会科第4学年の目標）においては、「地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする」とあり、また、同要領解説社会科編においては、「県内の文化財や年中行事の名称や位置などが大まかに分かるようにすることが大切である」とされている。

地域で大切に守られ特色にもなっている文化財を学ぶことで、子どもたちに地域の一員であるという自覚を促し、地域社会発展のために進んで貢献しようとする意欲や態度が身につく、地域の文化財の継承にもつながる。

〈活用事例〉

○ あんば囃子（稲敷市・市指定・国選択無形民俗文化財）

「あんば囃子」は、稲敷市阿波の大杉神社の祭礼の時に踊りを伴って演奏されるもので、あんば囃子保存会が、地元の阿波小学校の児童に対し、40年以上にわたり、演奏と踊りの指導を行い、あんば囃子の伝承と後継者の育成に力を入れている。

また、同小では、平成29・30年度に、文部科学省の委託を受けて、地域に残る伝統や文化に理解を深め、自らが語り、継承することができる児童の育成をテーマに調査研究を行った。その結果、「住んでいる地域に愛着や誇りをもつ児童が増えた」、「伝統芸能を受け継いでいこうとする心情を育てることができた」、「他の地域の伝統も大切にしようとする心が芽生えた」など、児童の意識に変化がみられたことがわかった。

なお、「あんば囃子」は稲敷市の文化祭などでも披露され、児童だけでなく家族や地域の人たちも加わって、一緒に踊っている。

イ 社会教育

地域の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設が文化財を活用した講座や体験学習等を提供することで、幅広い世代の県民が文化財をとおり地域の歴史・文化を正しく学び、郷土に対する誇りや愛情が醸成され、文化財の担い手としても期待できる。

〈活用事例〉

○ 水戸城跡（壘及び濠）（水戸市・県史跡）

水戸城跡は、外観に石垣は見られないが、土塁は粘土等で強く突き固めて構築され、一部には小礫の積み上げがみられた。なお、二の丸にあった館と三階櫓は、明治の初めや昭和 20 年（1945）の戦災で焼け、現在は本丸跡、二の丸虎口及び三の丸西辺の 3 ヶ所の土塁と堀が県指定史跡になっている。

県水戸生涯学習センターでは、県民大学講座において「水戸城大手門復元記念『中・近世における水戸城主たち』」のテーマで、水戸城に拠った江戸氏、佐竹氏、徳川氏の中から主な人物を取り上げ、それらの人物をとおり水戸城周辺の歴史をたどるとともに、その人物が果たした歴史的役割・意義を考える講座を開講し、文化財をとおりして県民に地域の歴史・文化を学ぶ機会を提供している。

§ 次世代への継承に関する今後の方針 §

- ・ 学校教育や社会教育において文化財を活用した取組を充実させ、子どもたちや幅広い世代の県民に郷土に対する誇りや愛情を醸成し、新たな文化財の担い手の拡充につなげていく。

3 人材育成

(1) 人材育成と資質向上

文化財の保存・活用が幅広く活発に行われていくには、県民の自発的・積極的な文化財保護への関わりを促していくことが必要である。

そのため県では、一般県民や文化財保護担当者等を対象に、文化財保護思想の啓発や実践的・先進的な取組事例等を通して文化財の保存・活用のあり方について考えるセミナーを開催するなど、文化財に関わる多様な人材の育成を図っている。

また、文化財保護行政においては、文化財の類型を問わず、担当者が所有者等から指導や助言等を求められることが多い。そのため、高い専門的知識に加え、行政の仕組みや地域社会の実情にも通じた人材が必要である。

本県では、教育委員会が文化財の保護に関する事務を所管し、文化財保護主事や文化財主事等の専門職員を配置し、有形・無形文化財や埋蔵文化財など多種多様な文化財を担当している。

また、市町村においても文化財の専門職員を配置することが望ましいが、財政上の理由により、専門職以外の職員が文化財の担当しているケースも多い。

そのため県では、市町村職員等を対象に、基礎的な知識の修得や専門的技術の向上を図る研修会を実施するなど、文化財に関わる職員の資質向上を図っていると同時に、市町村の専門職員の配置を促進している。

(2) 専門技能を持つ人材との協働

文化財保護行政は、その性質上、高い専門性が必要とされるため、文化財保護行政に携わる職員等の資質向上の他、外部の専門的な人材との連携を円滑化して保存・活用のための取組を活性化することも必要である。文化財の所有者からは、建造物を中心に、所有者だけでは不足しがちな活用のノウハウを補足したり、所有者が遠隔地にいる場合にも維持管理や公開活用を任せたりできる人材を求める声が上がっている。

本県では、歴史的建造物等の保全や活用を通じ地域活性化に貢献する専門的技能を持った人材を育成し、保護の現場で助言を行えるようにする仕組み作りとして、平成24年から3年間、(一社)茨城県建築士会と連携し、県内の建築士を対象とした「いばらき地域文化財専門技術者（ヘリテージマネージャー）育成研修」を実施した。当該修了者からは、地域の文化財の修理や災害発生時の被災文化財の調査等において、多数の技術的支援を得ている。

§ 人材育成に関する今後の方針 §

- ・ 県民等を対象とした文化財の保存・活用の在り方について考えるセミナーの開催や市町村職員等を対象とした研修機会の充実を図るとともに、文化庁が主催する研修への積極的な参加を促進するなど、文化財に関わる人材育成や資質の向上を図っていく。
- ・ 専門性の高い修理技術者等を養成するため、外部の専門的な人材や関係団体等との連携を強化していく。



1 文化財を活かした本県の魅力向上

(1) 観光資源としての活用

文化財は、地域の貴重な魅力の一つであり、単なる公開による活用にとどまらず、観光における活用を図ることで、その価値の認識が広がり、そのことを通じて文化財の保存に係る体制・基盤が整備され、それがまた文化財の活用につながる。いわゆる保存と活用の双方が相乗効果を生み出すサイクルが構築される。

ただし、オーバーユース等で文化財の消耗や劣化等が生じ、文化財本来の価値が損なわれることがないように、保存と活用の均衡を維持することが大前提である。

また、文化財を観光資源として活用するにあたっては、単に文化財の価値や歴史を展示するだけではなく、文化財に直接触れる機会や文化財での宿泊体験・生活体験の機会を提供することで、文化財の一層の理解促進が図られ、さらに、文化財と地域資源との組み合わせや建造物や史跡等に無形文化財や民俗文化財等を結び付けるなど、文化財相互や地域の魅力をより戦略的に発信することで、多くの観光客の回遊を生み出し、観光振興を図るとともに、本県の魅力向上にもつなげていく。

〈活用事例〉

○ 袋田の滝及び生瀬滝（大子町・国名勝）

関東北部の八溝山に水源を発し、「四度の滝」の異名をもち、平成 27 年に国名勝に指定された。

近年は、4月から6月にかけて下流の川に千匹の鯉のぼりを泳がせ、また、11月から2月にかけては、滝や川等をライトアップで演出するなど、地元の努力と創意工夫で文化財の新たな魅力が引き出されたこともあり、年間 100 万人を超える観光客が国内外から訪れている。

○ 大串貝塚（水戸市・国指定史跡）

隣接地に市大串貝塚ふれあい公園と市埋蔵文化財センター展示施設を整備し、だいだらぼう像や古代住居（復元）などの屋外展示、貝層断面等回遊性をもたせた施設など、人々の憩いの場として親しまれている。

秋の「風土記の丘ふるさとまつり」では、地元で伝わる「大野のみろく」、「大串のささら」（県指定無形民俗文化財）の上演などのイベントが行われている。

(2) 映像メディアとしての文化財の活用

本県は、映像制作会社が集中する東京都から近距離にあり、豊かな自然環境と温暖な気候に加え、多くの貴重な文化財を県内各地に有しており、映画やテレビドラマのほか、テレビコマーシャル等の舞台になりうる要素を十分に備えている。

これら文化財を映画等のロケ地として活用し、地域振興、文化振興及び観光振興等を図ることで、本県のイメージアップとともに魅力ある地域づくりにもつなげる。

県では、「いばらきフィルムコミッション（事務局：茨城県営業戦略部観光物産課フィルムコミッション推進室）」が中心となって様々な映像等コンテンツの撮影を誘致し、敷地内の建物・庭園・自然などが、時代劇をはじめ、映画等さまざまな撮影に活用されている。

〈活用事例〉

○ 坂野家住宅（常総市・国重要文化財建造物）

江戸時代から続いた豪農の屋敷で、主屋及び表門（いずれも江戸時代）が国指定重要文化財に指定されている。

所有者である市は、地域の魅力発信や地元商店街等の活性化が見込めることから、維持管理だけでなく、映画等の撮影場所としての活用にも力を入れている。

(3) 博物館等における文化財の活用

博物館及び美術館（以下「博物館等」）は、これまでも文化財を保護し次世代への継承を目的に、地域の社会的・文化的な背景に適応した形で文化財を収集・保存し、企画展示や調査研究のほか教育普及等で活用するなど、本県文化財の継承と理解促進などに大きな役割を果たしてきた。

また、近年では、収蔵する文化財等をデジタル化し記録保存を行うことで、原物の物理的な損傷を最小限にとどめることやインターネット等を通じた活用が容易となることなどから、県内の博物館等でも収蔵する文化財等の電子資料集成（デジタルアーカイブ）化が進められている。

〈活用事例〉

○ 茨城県立歴史館

県立歴史館は、本県の歴史に関する資料を収集、整理、保存、調査研究し、その結果を広く一般県民に公開するために昭和49年9月に設置された。

文書館と博物館の機能を併せ持つこの施設には、「茨城県三昧塚古墳出土品」（国考古資料）や「一橋徳川家関係資料」（国歴史資料）など県が所有する文化財が保管されている他、県内各地から絵画や彫刻をはじめ多くの文化財が寄託されている。

また、広い敷地には、江戸中期の農家建築を伝える「旧茂木家住宅」（県建造物）や明治初期の小学校建築を伝える「旧水海道小学校玄関」（同）など、貴重な遺構が移築されている。

なお、平成8年からは、文化庁より「公開承認施設」に認定されるなど、適切な環境下で文化財の保存・公開に努め、県民が県の歴史や文化を、見て、触れて、正しく学ぶことのできる施設として運営されている。

§ 文化財を活かした本県の魅力向上に関する今後の方針 §

- ・ 文化振興・観光振興等に地域の文化財を積極的に活用することで、文化財の価値を広げるとともに、より戦略的に活用することにより、地域の魅力を引き出し、本県の魅力向上やイメージアップにつなげていく。
- ・ 県内博物館等の教育機関において、県が所有する文化財を積極的に公開・活用し、県民が文化財を見て、触れて、学べる機会の充実を図る。

2 文化財を活かした地域づくりの推進

(1) コミュニティにおける文化財の活用

地域の文化財を保存・活用・継承していくために、欠くことができないのが、地域住民をはじめ自治会や民間団体など地域社会の存在である。

県内には、民俗芸能や風俗慣習等の伝承活動や有形文化財や天然記念物等の維持・管理などに、地域住民が文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参画している例がある。

コミュニティにおける文化財の活用は、文化財の価値の再認識や住民相互の交流促進による絆の深まり、住民の自尊感情の高揚や生きる喜びなどが創造され、住民の郷土愛の醸成や地域社会の活性化にもつながっていく。

〈活用事例〉

○ 常陸大津の御船祭（北茨城市・国重要無形民俗文化財）

この祭りは、海上の安全と大漁を祈願して5年に一度5月に開催されている。「ソロバン」という木枠を用いて、神船が陸上を渡御する勇壮な姿は、全国的にも珍しい。

常陸大津の御船祭保存会が中心となり、地元の小中学校や地域のイベント等への参加を通して、後継者の確保と育成に取り組んでいる。

また、祭礼の伝統やしきたりを記録資料として残すことで、地域全体で保存・継承の在り方を共有し、理解を深めている。

(2) 市町村間の相互交流を通じた文化財の活用

文化財の保存・活用は基本的に市町村ごとに行っているが、近年では、日本遺産の「シリアル型」に代表されるように、地域横断的な取組が図られている。市町村の枠にとらわれずに、複数の文化財を広域的に活用することで、市町村間の相互の交流を深め、地域の活性化につながる。

〈活用事例〉

○ 牛久市と甲州市

両市は、ワイン醸造をテーマとした日本遺産認定に向けて連携する中で、「牛久シャトーフェスタ」や「甲州市かつぬまぶどうまつり」における相互出店、牛久市民を集めた甲州市訪問及び甲州市教育委員会文化財課職員を講師として招いた「牛久市歴史リレー講座」の開催など、両市の歴史・文化や風土など理解を深める各種の取組が行われている。

隣接の市町村間の交流はもちろんのこと、共通のテーマに基づく遠隔地と交流する取組は、今後の文化財の活用策を講じる上で、参考となる事例である。

§ 文化財を活かした地域づくりの推進に関する今後の方針 §

- ・ 地域住民が文化財継承の担い手として様々な活動へ主体的に参画し、文化財の活用を通して、文化財の価値を再認識し、住民同士の交流や絆を深め、郷土愛の醸成や地域社会の維持発展につなげていく。
- ・ 市町村の枠にとらわれずに、複数の文化財を広域的に活用できるよう、市町村の相互交流を深め、地域の活性化を推進していく。

3 情報発信と普及啓発の強化

(1) 情報発信

これまで、文化財に関する情報発信については、報告書やパンフレット等の紙媒体やCDやDVD等の電子媒体での発信のほか、インターネットの普及により、ホームページやSNS等で画像や動画を駆使した発信も行っている。

本県では、「茨城の文化財」（国・県指定等の文化財情報）、「遺跡地図」（周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲）、「県立美術館・博物館」（展覧会等の情報）、「子どもの文化芸術活動の推進」（学校の文化芸術活動の情報）等のコンテンツを県ホームページ上で発信している他、主催事業の情報についてSNS等を活用して発信している。

しかし、ホームページの文化財情報が多言語化できていないなど、対外的な情報発信が必ずしも十分ではないため、海外の方々には、本県の文化財の魅力を分かりやすく伝えることが出来ていない状況にあることから、今後は、文化財情報の多言語化を含め、より有効な情報発信の手法について調査研究を行い、効果的な情報発信に努めていく。

(2) 普及啓発

国は、毎年11月1日から同7日までを「文化財保護強調週間」に、また、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この期間中、広く国民に文化財に関する理解と関心を深め、文化財保護への一層の協力を得ることを目的に、全国的に文化財に関する各種行事を展開している。

本県では、県民が文化財に触れ、参加し、考える機会として、「茨城県郷土民俗芸能の集い」（11月）や「茨城県文化財保存活用セミナー」（1月）等を開催している。また、県埋蔵文化財センターでは、県内遺跡の出土品の展示や、小中学校等への出前授業、勾玉づくり、土器作りや火おこし等の体験講座を開講するなど、県民へ埋蔵文化財の普及啓発に努めている。

さらに、これらの取組の効果を高めるため、県内各地の建造物や史跡等をユニークベニュー（特別な会場）として活用するなど、単なるイベントとしてではなく、文化財の魅力に触れ、参加し、考える特別な機会として、県民に普及啓発していく。

§ 情報発信と普及啓発の強化に関する今後の方針 §

- ・ インターネットの普及に伴い、ホームページやSNS等での画像・動画の発信に加え、ホームページの多言語化等についても研究を進めるなど効果的な情報発信を実施していく。
- ・ 「文化財保護強調週間」や「文化財防火デー」等を通じた文化財保護思想やユニークベニュー（特別な会場）など新たな活用方策等の普及啓発を図っていく。



一橋徳川家関係資料



茨城県三昧塚古墳出土品



茨城県泉坂下遺跡出土品



鹿島神宮楼門



常陸大津の御船祭

1 市町村への支援

(1) 市町村との連携

ア 県の役割

県は、国からの指導・助言等を得ながら、市町村と連携・協力し、文化財の保存・活用を推進している。

また、県としての指定等を行い、その保存・活用の取組を自ら進めている他、市町村を包括・補完する広域自治体として、広範にわたる文化財の調査や所有者等に対し文化財の実情に応じた専門的・技術的な指導・助言、市町村の専門職員等の能力開発や資質向上等の人材育成、多額の経費を要する保存修理に対し条例等に基づく補助などを行っている。

さらに、文化財の魅力をホームページやSNS等のインターネットや広報誌等の紙媒体、マスメディアへの情報提供などを活用し、広く県内外に発信するなど、県内の文化財の保存・活用の推進強化を担っている。

イ 市町村の役割

文化財は、所在する地域に密着しているものであり、地域の歴史とともに育まれてきた遺産であるから、その地域で保護・継承を進め発展させていく必要がある。

そのため、地域の基礎的な単位である市町村は、特に重要な役割を担っており、「地域の文化財は地域で守り活用する」という考えの下、文化財保護行政の主体は、原則的に市町村が担うことが基本となっている。

(2) 市町村の文化財保存活用地域計画作成に係る支援

平成 31 年 4 月の改正文化財保護法の施行に伴い、市町村が「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）を作成することができるとされた。地域計画を策定することで、当該市町村が目指す文化財の保存・活用に関する将来像や具体的な事業等の実施計画が定められ、これに従って計画的に取り組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層推進される。

さらには、地域の多様な文化財の掘り起こしや、民間団体等の参画を得ることで、所有者や行政だけでは難しい未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用が推進される。

そのため、全ての市町村において地域計画が作成されることが望ましいが、小規模市町村や専門職員が未配置の市町村では、予算や人員が制約さ

れるなどの理由から、地域計画の作成に消極的になることも考えられる。

なお、県内では、令和元年7月に全国に先駆け、牛久市の文化財保存活用地域計画が国の認定を受けた。

(3) 助成制度

ア 補助金制度

文化財保護法や文化財保護条例は、指定等の文化財の所有者等に一定の義務・制約を課す一方、所有者等が行う文化財保護の事業に対し、その負担に堪えない場合や特別の事情がある場合など、一定の条件下で補助金を交付することができるものと定められている。

本県では、これら法令に基づき「文化財等補助金交付要項」を定め、有形文化財等の保存修理や防災設備の設置等、また、無形文化財等の伝承者養成や記録作成等に対し、補助事業を行っている。

【県の補助事業】

国指定文化財等

補助事業	補助事業者	補助率
① 重要文化財（建造物・美術工芸品）の管理，修理，防災，公開	営利法人以外の法人・団体・個人であって，事業規模指数に応じ，国補助率が加算される者	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助残の3分の1以内 ・1件当たりの補助上限額10,000千円 ・事業規模指数等加算5%～35%該当者
② 重要有形民俗文化財の管理，修理，防災，公開		
③ 史跡，名勝又は天然記念物の管理，修理，防災，公開	個人	

県指定文化財等

補助事業	補助事業者	補助率
① 有形文化財の管理，修理，防災，買上げ又は公開	地方公共団体	補助対象経費の3分の1以内
	営利法人	
	営利法人以外の法人・団体・個人	補助対象経費の2分の1以内
② 無形文化財の記録の作成，伝承者の養成，保存又は公開	地方公共団体	補助対象経費の3分の1以内
	営利法人	
	営利法人以外の法人・団体・個人	補助対象経費の2分の1以内

③ 民俗文化財の管理，修理，防災，公開，記録の作成又はその保存のための適当な措置	地方公共団体	補助対象経費の
	営利法人	3分の1以内
	営利法人以外の法人・団体・個人	補助対象経費の 2分の1以内
④ 史跡名勝天然記念物の管理，修理，防災，買上げ又は復旧	地方公共団体	補助対象経費の
	営利法人	3分の1以内
	営利法人以外の法人・団体・個人	補助対象経費の 2分の1以内
⑤ 選定保存技術の保存のための記録の作成又は伝承者の養成	地方公共団体	補助対象経費の
	営利法人	3分の1以内
	営利法人以外の法人・団体・個人	補助対象経費の 2分の1以内

イ その他の助成制度

国や県の補助事業以外に民間団体等においても，民俗文化財の保存継承や有形文化財の修理等に対する助成制度を設けている（P52 参照）。

また，近年注目されているものとして，クラウドファンディングの活用がある。文化財の修理，古民家の再生や登録文化財（建造物）の商業施設や宿泊施設としての活用，無形民俗文化財の映像資料（アーカイブス）化等の事例がある。

現行の補助金制度を補完することで，支援の幅が広がり，文化財の保存・活用の促進につながることを期待される。これらの活用にあたっては，文化財の価値が損なわれるようなことがないよう事業の計画段階から所有者等と協力関係を構築し指導・助言を行っていく必要がある。

§ 市町村への支援に関する今後の取組方針 §

- ・ 広域にわたり分布する文化財等は，県が調査等を担うことで，複数の市町村間の保存・活用の調整に当たっていく。
- ・ 専門職員が未配置の市町村に文化財に係る専門的・技術的な指導・助言や配置に向けて取組むよう働きかけていく。
- ・ 全ての市町村が地域計画の作成に向けて取り組めるよう，様々な機会を捉えての働きかけとともに，当該計画を作成する市町村協議会等への参加，助言，文化庁との連絡調整等を実施していく。
- ・ 文化財所有者等の負担軽減が図られるよう，国に対して財政的支援の拡充の要望とともに，県の補助事業の拡充も検討していく。
- ・ 民間団体等の文化財に対する補助制度等について，情報収集及び情報提供を実施していく。

2 防災・防犯及び災害発生時の対応

(1) 防災等の取組

ア 防災

本県は、平成 23 年の東日本大震災、平成 27 年の常総水害（関東・東北豪雨）、令和元年の台風 15, 19 号等、たびたび大きな災害に見舞われ、その都度貴重な文化財が被害を受けてきた。将来的にも、首都直下型地震や超大型台風等の大規模災害の発生が懸念されるため、災害発生時の文化財の保護のあり方について、被害を想定し最大限の対策を講じておく必要がある。これらは、日常的な努力と対策で被害の軽減が期待できるため、行政と地域が一体となって、防災意識を醸成し対策を維持していくことが重要である。

国では、ノートルダム大聖堂や首里城跡の火災を受けて、令和元年に「防火対策ガイドライン」や、「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」を策定した。そのうち、同ガイドラインは、世界遺産又は国宝（建造物）において整備等が必要となる防火設備等の把握や、防火対策の検討・実施に向けて、文化庁が消防庁や国土交通省と連携協力のもと、各文化財の特性ごとに、想定される火災リスク、防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策等をまとめたものである。これは、国指定重要文化財のみならず、県や市町村が指定する文化財等の防火対策を検討・実施するに際にも役立つものである。

イ 防犯

近年、全国の国宝及び国指定重要文化財で、寺社等に油のような液体が撒布され、建造物や仏像を汚損する被害が相次いだ。また、盗難に遭うなど、所在不明文化財の照会等が、他県等から寄せられている。

これらを未然に防ぐには、日常管理体制、防犯体制の強化の必要性についての注意喚起、異常を発見した場合の連絡体制の確認等について、所有者等と警察署等が連携し日常的に取組むことが有効な対策になる。

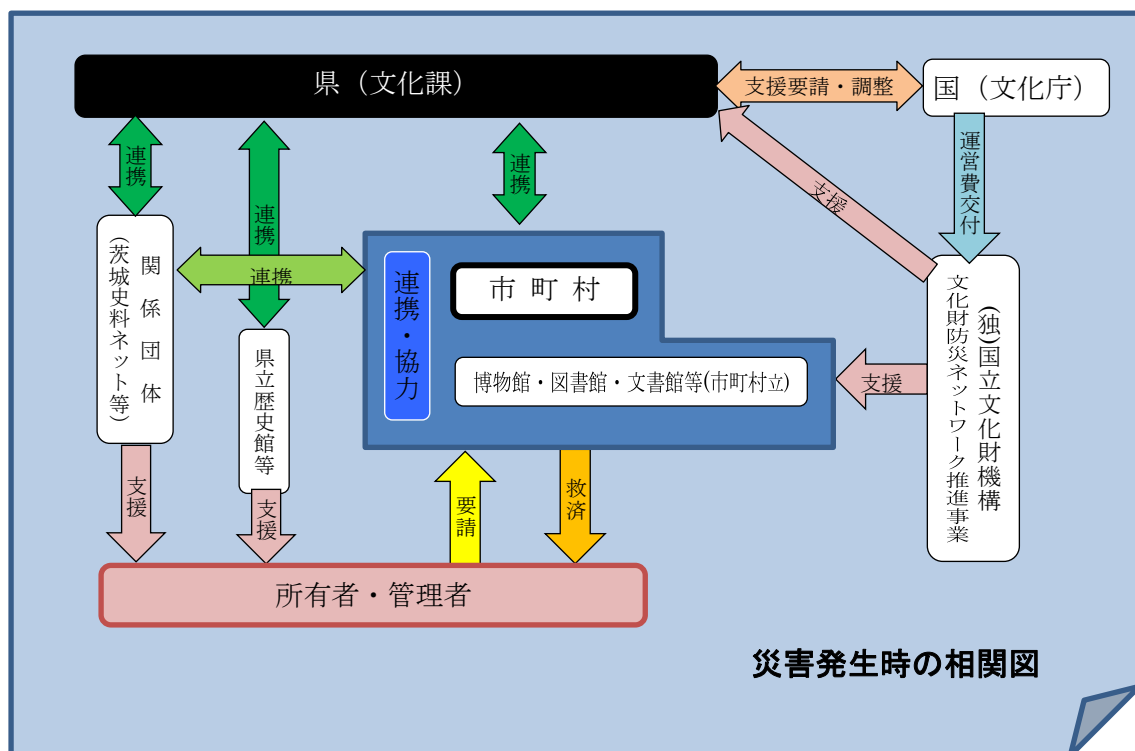
§ 防災等の取組に関する今後の取組方針 §

- ・ 文化財防火デー等の文化財防火運動を推進するとともに、防火設備の整備や訓練の充実、防火対策プランの作成など、市町村や消防機関、所有者等と連携を図り、万全の防火対策を講じていく。
- ・ 文化財の防火対策及び耐震対策は、個々の実情に合わせ安全性を確保しながら保護措置等を講じていく。
- ・ 県や市町村が指定する文化財等についても、国の「防火対策ガイドライン」を活用し、さらなる防火設備等の整備、訓練の充実、その他の防火対策の徹底を図る。
- ・ 防犯対策については、巡視の徹底や防犯設備の点検・確認のほか、文化財の写真や特徴・寸法等の記録作成など、市町村や所轄警察署等と連携し所有者等に指導・助言等を行う。

(2) 防災体制と災害発生時の対応

災害が発生した場合、県は、市町村や消防機関等と連携し、文化財の被害状況の把握に努める。また、被害が域内全域に及び被災市町村の職員だけでは対応が困難な場合は、近隣市町村に協力要請することが望ましい。

なお、平成 30 年に災害対策基本法に基づいて策定された「茨城県地域防災計画」は、東日本大震災や常総水害等の教訓をもとに、本県の防災体制の強化を目的としており、その中に、文化財に係る防災設備や防災標識等の整備の促進等についても規定されている。



§ 防災・災害発生時の対応に関する今後の取組方針 §

- ・ 茨城県地域防災計画に基づき、文化財の防災対策等を促進する。
- ・ 大学、博物館、NPO、行政等の関係団体が連携し、被災した文化財を救出活動する体制を整える。
- ・ 県博物館協会や国立文化財機構等の団体等のほか、茨城史料ネット等のボランティア組織とも連携し、迅速に被害情報の収集と調査を実施する。
- ・ 文化財の被害が大きい場合は、現地に赴き状況確認を行うとともに、所有者等に対し、被災した文化財を廃棄せずに可能な限り保存するよう促す。

3 文化財の保存・活用の推進体制

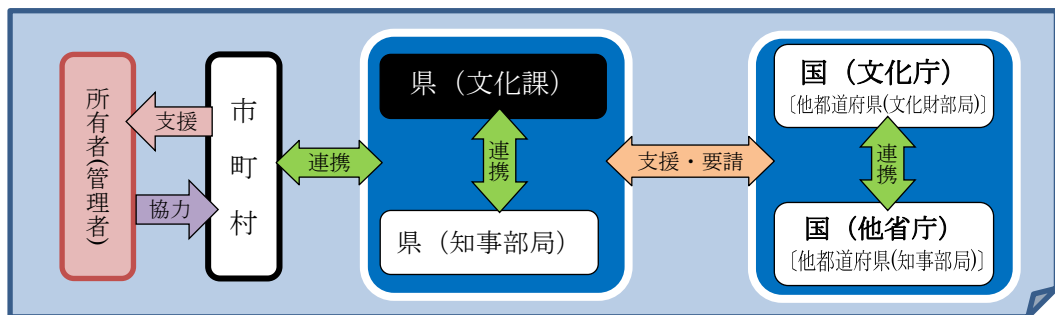
(1) 関係機関等との連携及び体制づくり

ア 関係省庁、知事部局、他都道府県との連携

文化財は、社会の幅広い分野に関連するものであり、国の省庁及び県の各部局の施策に深く関わるものが多いことから、互いに連携して取組を進めている。

代表的なものとしては、文化庁と消防庁が、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、毎年全国的な文化財防火運動が展開されていることや、文化庁、国土交通省、農林水産省が共管で歴史まちづくり法を制定し、歴史的風致維持向上計画が認定された市町村（本県では水戸市と桜川市）に対し、歴史的風致を維持・向上させ後世に継承する施策が講じられていることなどがある。

今後は、自然環境保護、地域産業振興、観光等、様々な社会の要請等により、国の省庁や県の部局が文化財の保存・活用に関連性のある施策や事業等を展開することが想定されることから、常に情報の把握に努め、関係省庁等と連携して施策や事業などを推進していく。

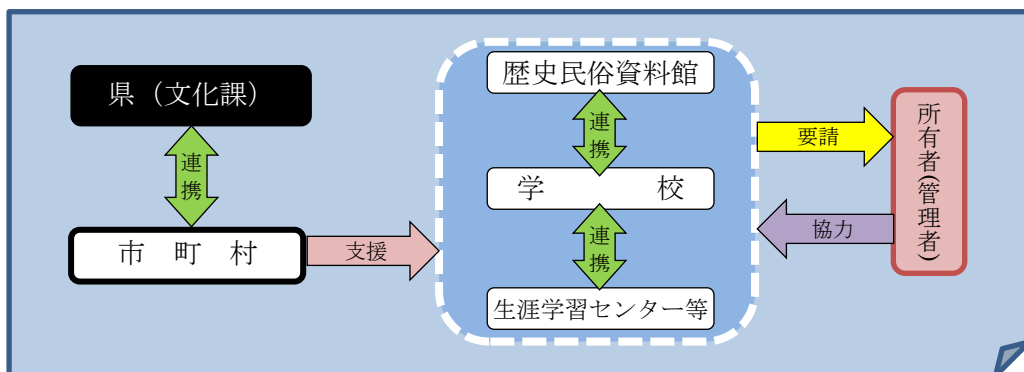


イ 学校及び教育関連機関との連携

「総合的な学習の時間」等において、子どもたちに対して民俗文化財を継承する取組を行っている地域も多く見られ、学校が地域文化継承の一端を担っている。地域の伝統や文化財などの文化遺産を継承していく担い手は、地域の子どもたちである。学校教育をとおして文化財の大切さを子どもたちに伝えていくことは、今後、ますます重要になる。

そのため、子どもたちが定期的かつ継続的に文化財を学習し、体験できる機会の充実、郷土を愛し、誇りに思う心情を育むとともに、地域文化の継承について真摯に考える契機となるよう、学校が地域の保存団体や文化財継承者等と連携を深めていくことが肝要である。

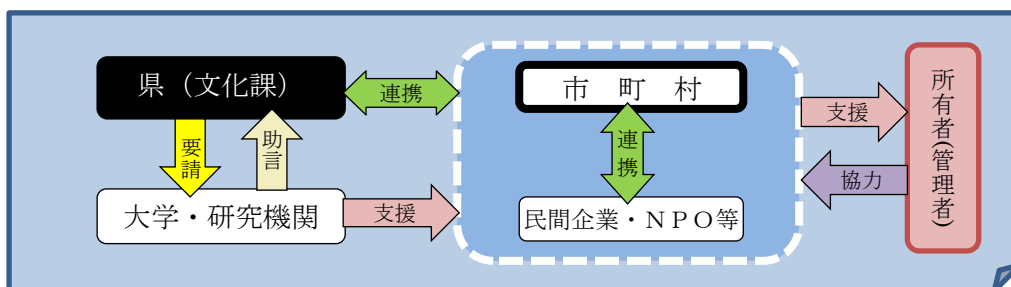
さらに、これら学校教育活動に地域の歴史民俗資料館や生涯学習センター等が連携することで、学びの幅が広がり、多彩で充実した内容となることが期待できる。



ウ 民間企業、NPO、大学、研究機関等との連携

民間企業やNPO等により郷土文化の研究や偉人の顕彰、被災文化財の救出など、文化財の保存・活用に関係する多様な活動が行われている。

また、県内に所在する大学及び研究機関等には、文化財に関連する専門性の高い多くの研究者が在籍しており、文化財の保護に関して多数の指導・助言を得ている。



§ 関係機関等との連携及び体制づくりに関する今後の取組方針 §

- ・ 国の省庁や県の部局との情報共有や連携を密にし、文化財に係る施策や事業などを推進していく。
- ・ 県や市町村は、民間企業、NPO、大学、研究機関等とも連携・協働し、文化財の所有者等が行う保存・活用を支援する。
- ・ 文化財の修理・修復や活用の検討、文化財担当職員等の資質向上や専門的知識・技術の会得のため、大学等の専門家の協力・協同作業を求める。

(2) 県及び関係機関等

茨城県

総務企画部文化課

・主な業務内容

本県では、教育委員会に文化財保護行政主管課が置かれ、文化課がその職掌を果たしている。有形・無形文化財グループ、埋蔵文化財グループ、芸術文化グループ、管理グループの4つのグループで構成されている。

グループ	業務内容
管理	課の予算，美術館・博物館の予算
芸術文化	児童生徒の芸術文化，美術館・博物館の運営
有形・無形文化財	有形・無形文化財等の保護，文化財の補助事業，銃砲刀剣類の登録
埋蔵文化財	埋蔵文化財の保護，史跡・名勝等の保護，埋蔵文化財センター

県埋蔵文化財センター

・概要及び主な業務内容

埋蔵文化財の保護（調査・整理，資料保管等）と活用（展示・学習施設）の拠点となる機能を備えた施設として，平成28年に設置された。

出土品の展示，体験活動，学校及び生涯学習施設等への出前授業の実施等の事業を行っている。また，茨城県教育財団による埋蔵文化財の研究及び整理・記録・報告書の作成，文化財保護行政担当者への事業支援や職場体験等も行っている。

県近代美術館

・概要及び主な業務内容

心の豊かさを求める県民の期待に応えるため，国内外の優れた美術作品を身近に鑑賞できる場を提供すると共に，美術普及活動の充実を図り，地域社会の芸術・文化活動の発展に寄与することを目的として，昭和63年に開館した。

また，茨城の美術を核としつつ，国内外の近代・現代美術を展観することができ，県民に憩いとやすらぎの場を提供する美術館として，多様な美術普及活動を展開している。

県つくば美術館

・概要及び主な業務内容

茨城県近代美術館の分館として，また県南・県西地域で本格的な展覧

会を開催できる美術館として、平成2年に開館した。平成26年度からは、貸しギャラリーが中心となっている他、美術講演会などを開催している。

県天心記念五浦美術館

・概要及び主な業務内容

近代日本画を育んだ五浦地域の歴史的背景を踏まえ、本県文化の振興を図るとともに、県北地域の振興に寄与することを目的として平成9年に開館した。

また、岡倉天心をはじめとする五浦の作家を顕彰し、日本美術の情報の発信基地として、美術作品の創造の場、国内外の優れた美術作品の鑑賞の場、多様な文化活動が展開できる場としている。

県陶芸美術館

・概要及び主な業務内容

県内陶芸の芸術性の一層の向上や地域の振興に寄与するとともに、陶芸文化の新たな拠点となることを目的として平成12年に開館した。

また、笠間焼をはじめとした陶芸を中心に、工芸全般まで幅広く展示し、笠間芸術の森公園の中核施設として、誰もが気軽に立ち寄れる親しみのある場を提供している。

ミュージアムパーク県自然博物館

・概要及び主な業務内容

子どもたちが自然についての理解を深め、科学する心を養い、自然を愛する豊かな人間性を育て、自然愛護の思想の高揚を図ることを目的に平成6年に設置された。

また、単体の施設としてだけでなく、あすなろの里を含む菅生沼レクリエーション全体の中で、自然についての理解を深めるための施設として、本館と野外施設を一体的に計画し、利用者が敷地内の施設を利用して、自ら気づき、発見し、感動できる場を提供している。

県立歴史館

・概要及び主な業務内容

茨城県立歴史館は、歴史博物館及び公文書館としての機能を有し、本県の歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的に昭和49年に設置された。

また、指定管理者制度を導入しており、様々な取組を計画に盛り込み、

利用者サービスの向上が図られている。

なお、文化財の公開活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、文化庁から全国で4番目に「公開承認施設」の承認を受けている。

県生涯学習センター

・概要及び主な業務内容

本県は、県域を5つに分けたブロックごとに、生涯学習センターを設置している。文化財に関連した各種講座等も開講されており、それぞれの地域の実情に合わせた講座等の取組により、市民の文化財に対する意識の啓蒙や知識の向上に努めている。

土木部都市整備課

・主な業務内容

県営都市公園の管理、整備を行っている。県営都市公園のうち偕楽園及び弘道館については、文化財に指定された区域や建造物を有しているため、文化財の適切な保存を前提としつつも、積極的な活用を進める。

県民生活環境部生活文化課

・主な業務内容

防衛施設周辺の生活環境整備から文化振興、消費生活、交通安全など安全なまちづくり等、生活に関する分野を業務としており、文化財に係る業務としては、伝統文化の継承及び発展に関する活動を行っている。

県民生活環境部自然環境課

・主な業務内容

自然保護対策を業務としており、文化財に係る業務としては、希少野生生物の保護や生物多様性の保全等に関する活動を行っている。

茨城県文化財保護審議会

・概要及び審議事項

茨城県文化財保護審議会条例に基づき、文化財の各種別に関わる専門的知識を有する有識者13名の委員で構成された茨城県文化財保護審議会(以下「審議会」)を設置している。なお、審議会は同条例に基づき、県教育委員会の諮問に応じ文化財の保存・活用に関する重要事項について、調査・審議し県教育委員会に建議している。

また、本県の文化財保護行政は、これまで審議会からの指導・助言により専門性が担保されてきた。しかし、社会情勢の変化や文化財概念の拡大

により、従来の6つの文化財類型では捉えきれない側面も生じている。今後、審議会が有効に機能するためには、専門性のほか多様性も担保しながら、これまで同様、政治的中立性や継続性・安定性、開発行為との均衡を確保する必要がある。

- ・委員の属性（令和元年度現在）
 - 建造物2名（民家・社寺建築，その他建築史）
 - 美術工芸2名（絵画，仏像・彫刻）
 - 歴史資料，古文書・歴史資料，考古資料 各1名
 - 無形・民俗2名（民俗芸能，民俗）
 - 史跡，名勝 各1名
 - 天然記念物2名（地質，樹木）

茨城県銃砲刀剣類登録審査会

- ・概要及び主な業務内容

茨城県銃砲刀剣類登録審査委員規則に基づき、専門的知識を有する有識者3名の登録審査委員で構成された、茨城県銃砲刀剣類登録審査会を開催し、銃砲刀剣類所持等取締法第14条に基づき、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲や、美術品として価値のある刀剣類（日本刀）について登録をすることにより、その保護、保存を図っている。

今後も、県警本部及び各警察署と情報共有や共通理解を図るなど、連携を強化し、美術品として価値の認められる銃砲刀剣類の保護、保存のため、厳正かつ円滑な審査に努める。

文化財保護指導委員

- ・概要及び主な取組内容

国及び県指定の文化財をはじめ、埋蔵文化財包蔵地の保存管理に関する巡視、文化財の所有者その他の関係者に対する文化財の保護についての指導及び助言、文化財保護思想の普及活動を行うことで、文化財の保護を図っている。

具体的には、県内を5地区に分け、県教育委員会から委嘱された33人の指導委員が、保護活動に当たっている。主な活動は、年2回の文化財巡視であり、巡視実施後に開催される、県、市町村が出席する巡視報告会での報告や、所有者や市町村への指導・助言を行っている。

この活動は、行政と所有者・管理者との連絡や、文化財保護に関する意思疎通を図るうえで有効であり、地域の文化財保護意識の啓発にも役立つものである。

・委員の属性

県立学校，市町村立学校，茨城県教育財団，茨城県立歴史館 など

その他民間団体等

茨城県文化財保護協会

・概要及び主な事業内容

文化財の保存活動を図り，地域の文化財保護団体及び管理者の相互連絡提携とあわせて，文化財保護事業の発展に寄与することを目的として，昭和 36 年に設立された。その目的を達するため，文化財保存活動に関する調査研究，文化財保護の趣旨に関する普及啓発，文化財に関する資料の出版及び頒布，その他目的達成に必要な事業等を実施している。なお，会員は，国・県・市町村指定文化財の所有者，管理者及び文化財保護団体や指定文化財のある市町村などで構成される。

(一社) 茨城県建築士会

・概要及び主な事業内容

昭和 26 年に発足し，県内 24 支部，およそ 2,000 名の会員を有している。主な業務内容は，建築行政に対する協力，まちづくり事業，各種研修・講習事業，エコロジープロジェクト等の社会に対しての活動や，講演会・先進地視察，会報の発行等の会員の資質の向上に取り組んでいる。

その中でも，平成 24 年度から 3 年間，「いばらき地域文化財専門技術者育成研修」を実施し，文化的価値のある歴史的建造物の発掘・保存・活用を担う専門家の育成・登録を行った。この研修の受講者は，「ヘリテージマネージャー」と呼ばれ，県内に残る歴史的に価値のある建物の発見，調査等に関して，市町村等への支援を行っている。

茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク（茨城史料ネット）

・概要及び主な活動内容

東日本大震災で被災した文化財・歴史資料を救済保全するため，茨城大学中世史研究会が母体となり平成 23 年（2011）7 月 2 日に誕生したボランティア組織である。

活動内容は，被災地の資料救援活動にとどまらず，一時的に保全した資料のクリーニングや画像データ化，目録の作成といった整理作業の他，その成果の地域に還元する報告会を開催するなど多岐にわたる。

現在は，同大学人文社会科学部内に事務局を置き活動の実務は主に同大学院生や学生が担っている。

【参考資料】

○ 茨城県内の国・県指定等文化財件数

国・県指定文化財

(令和2年3月31日現在)

区分	種 類	国 指 定				県指定	市町村 指 定	合 計
		国 宝	特 別	重 文	計			
有形文化財	建造物			32	32	79	241	352
	絵 画			7	7	82	170	259
	彫 刻			15	15	162	515	692
	工 芸 品	2		15	17	128	226	371
	書 跡					34	47	81
	典 籍						10	10
	古文書					8	94	102
	考古資料			5	5	28	184	217
	歴史資料			1	1	10	92	103
無形文化財				4	4	4	13	21
民俗文化財	有形民俗			1	1	6	84	91
	無形民俗			3	3	32	122	157
記念物	史 跡		3	30	33	57	382	472
	名 勝			4	4	5	12	21
	天然記念物			8	8	58	268	334
合 計		2	3	125	130	693	2,460	3,283

国選定重要伝統的建造物群保存地区

名 称	所 在 地
桜川市真壁伝統的建造物群保存地区	桜 川 市

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・

無形の民俗文化財総数（国選択）

無 形 文 化 財	工 芸 技 術	数
無形の民俗文化財	風 俗 慣 習	10
	民 俗 芸 能	9
	民 俗 技 術	1
	合 計	23

選定保存技術の選定・保存団体の認定

選定保存技術	数	保 存 団 体
茅採取	1	日本茅葺き文化協会
保存団体	1	

国登録有形文化財・国登録有形民俗文化財・国登録記念物

種 別	数 量	備 考	
有形文化財	建 築 物	254	牛久市「旧岡田小学校女化分校校舎」他
	土 木 構 造 物	13	水路・水槽等
	その他工作物	29	門・煙突・橋梁・擁壁等
	小 計	296	
有形民俗文化財	2	常陸大子のコンニャク栽培用具及び加工用具他	
記念物（遺跡・名勝地）	2	岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦（※）	

（※）「岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦」の登録基準は、遺跡関係と名勝地関係の両方

○ 民間団体等の文化財に対する助成制度

(令和2年3月現在)

助成名称	対象, 条件等	助成団体	備考(申請窓口等)
地域の伝統文化保存維持費用助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民俗芸能の継承, 特に後継者育成のための諸活動に努力をしている個人又は団体 ・ 後継者育成と保存継承に必要な諸費用等の支出を予定 ※国指定重要無形民俗文化財は対象外	(公財) 明治安田クオリティオブライフ文化財団	県文化課
地域文化活動助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化団体が自ら主催, もしくは他の組織・団体と共催, 又は他の団体を招聘して実施する伝統民俗芸能公演又は公開事業 ・ 芸術文化団体等が実施する伝統民俗芸能の保存伝習事業 	(一財) 沖永文化振興財団	県文化課
地方文化事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本旅客鉄道株式会社エリアの文化遺産や伝統芸能等(文化遺産, 伝統文化, 民俗芸能, 伝統工芸, 習俗, 自然景観等)の保全・保存と継承に関わる事業 	(公財) 東日本鉄道文化財団	同左
児童・少年の健全育成助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土文化芸能の保存伝承活動になくてもはならない直接活用物品で, 子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品 ・ 構成員が10名以上かつ, そのうち半数以上が18歳未満の児童・少年である団体 	(公財) 日本生命財団	県青少年家庭課(文化課)
文化活動事業費助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動成果発表事業, 文化活動団体備品整備事業, 刊行物発刊事業 	(公財) いばらき文化振興財団	同左
文化財維持・修復事業助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美術工芸品の維持・修復事業 ※祭礼等で使用される山車等の車体や車輪の修理は対象外	(公財) 住友財団	同左
文化財保護・芸術研究助成財団による文化財保護・芸術研究助成財団による助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存修復 ・ 県又は市町村指定文化財で, 県の補助対象事業として修理等を予定している美術工芸品, 建造物又は有形民俗文化財(記念物及び無形文化財は除く)のうち, 所有者の負担が大きいもの 	(公財) 文化財保護・芸術研究助成財団	同左

<p>芸術文化振興基金</p>	<p>全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、文化芸術活動に対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演) ・地域文化施設公演・展示活動(美術館等展示) ・アマチュア等の文化団体活動 ・歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動 ・民俗文化財の保存活用活動 ・伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動 	<p>(独)日本芸術文化振興会</p>	<p>県生活文化課(県文化課)</p>
-----------------	--	---------------------	---------------------

茨城県文化財保存活用大綱

発 行 令和2年5月29日
発行者 茨城県教育委員会
担 当 茨城県教育庁総務企画部文化課
〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

